

障がいのある人もない人も、  
その人らしく安心して生活できる 地域共生のまちづくり

# 高浜市障がい者福祉計画

＜障がい者施策の基本的な方針＞



平成27年3月



## も く じ

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制とニーズの把握	5
第2章 高浜市の障がいのある人の現状	
1 人口の推移	10
2 障がいのある人の状況	11
3 障がいのある児童・生徒の就学状況	16
4 障害福祉サービス等提供事業所の状況	17
第3章 第3次計画の評価	
1 「新・相談支援体制プラン」の評価	20
2 「切れ目のないライフステージプラン」の評価	21
3 「地域共生プラン」の評価	22
4 計画の評価から見えてきた今後の課題	23
第4章 基本的な枠組み	
1 計画が目指すもの	26
2 基本となる考え（基本方針）	27
3 施策の体系	30
第5章 基本計画	
1 住み慣れた地域での暮らしの確保	32
1-1 災害時の安全の確保	32
1-2 民間活力の導入による施設等の整備	34
1-3 住民と交流できる新たな居場所・活動機会の創設	36
1-4 「障がい」および「障がいのある人」に対する地域住民の 理解の促進	39
2 本人の生活を支援する体制の充実	41
2-1 たかはま版地域包括ケアシステムの構築	41
2-2 継続・持続可能なサービス提供	45
2-3 ライフステージに応じた支援の充実	47
2-4 就労・定着支援	49

2-5	権利擁護の充実	52
3	本人を支える人達への支援体制の構築	54
3-1	教育機関との連携	54
3-2	老障世帯等への包括的家族支援の推進	55
3-3	サービス事業所等のスキルアップ	56
3-4	保護者・家族支援	58
3-5	新しい当事者団体等の育成・支援	59

## 第6章 計画の推進

1	計画の推進体制	62
2	計画の進行管理	63

## 資料

1	高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会	66
2	団体ヒアリングのまとめ	69
3	計画の策定経緯	71
4	用語解説	73

# 第1章

計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景・趣旨

### (1) 国際的な動向

わが国の障がい者施策は、昭和56年の「国際障害者年」に始まり、昭和57年の「障害者に関する世界行動計画」、昭和58年～平成4年の「国連・障害者の十年」、平成5～14年の「アジア太平洋障害者の十年」など国際的な動向に影響を受けながら進展してきました。

平成18年、国連は、障がいのある人の人権および基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を採択し、平成21年から発効しました。わが国は、平成19年の障害者権利条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、平成26年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなりました。

### (2) 国内の動向

国内においては、国際的な動向を踏まえ、“完全参加と平等”を具体化するため、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」（以下「第1次障害者基本計画」という。）を策定し、10年間にわたる障害者施策の基本的方向と具体的方策を明らかにして以降、障がいのある人へのサービス等の提供にかかる制度も、大きく変遷してきました。平成15年度からは、サービスの利用を措置から契約に改めるなど、障がいのある人の自己決定を尊重する支援費制度が導入され、平成17年には、支援費制度を精神障がいのある人も含めて再構築する障害者自立支援法が公布、平成24年6月、障害者自立支援法は抜本的に改正され、名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称「障害者総合支援法」）と改め、障害福祉サービスの対象に難病患者を加えることなどが盛り込まれました。

障害者権利条約については、前述したとおり、平成19年の署名以降、条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23年の障害者基本法の改正においては、日常生活又は社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいういわゆる社会モデルに基づく障がいのある人の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。さらに、平成25年、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障

がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されました。この間、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、平成24年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）等が制定されています。

また、平成26年5月に医療費助成の対象を拡大する「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病医療法」という。）の制定と児童福祉法の改正が行われ、平成27年1月から新たな難病医療費助成制度が実施されました。

### (3) 本市における取組みと計画策定の趣旨

本市においては、平成10年3月に「第1次高浜市障がい者計画」、平成15年3月に「第2次高浜市障がい者計画」、平成21年3月に「第3次高浜市障がい者計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

第3次計画では、「地域の中で共に生活できるシステムづくり」を理念として掲げ、「新・相談支援体制プラン」「切れ目のないライフステージプラン」「地域共生プラン」の3つの重点プランのもと、各種障がい者施策を推進してきました。しかし、施策を推進する中で、より地域に目を向けた相談支援体制の構築、ライフステージ間における支援の狭間の問題、交流の場や、外出の機会の確保、老障世帯への対応など、新たな課題も生じています。

こうした背景のもと、計画の評価と課題の把握を行うとともに、新たな課題について検討し、計画の見直しを行いました。

## 2 計画の性格

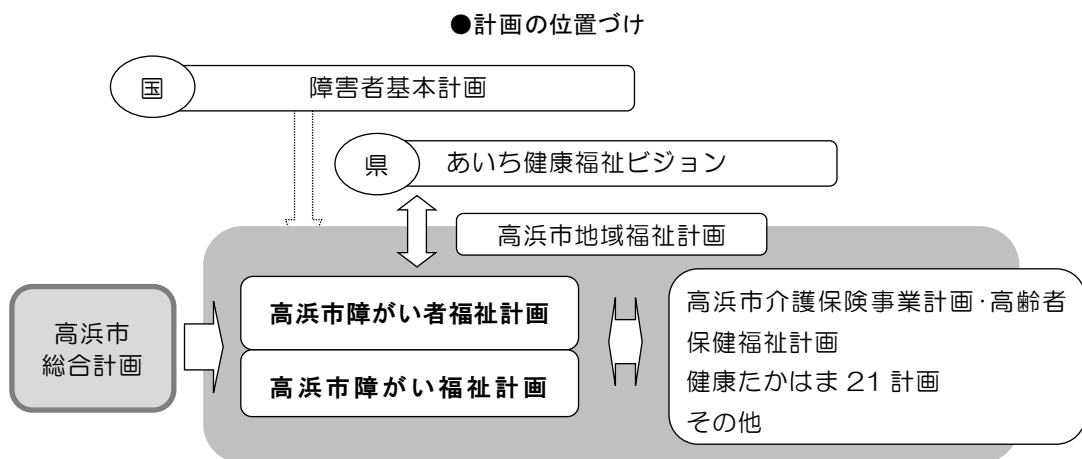
### (1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画であり、国の「障害者基本計画」および愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」を基本とし、「第6次高浜市総合計画」（以下「総合計画」という。）の福祉・健康分野の基本目標にある「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう～一人ひとりがいつまでもその人らしくいきいきと暮らせるよう、お互いを尊重し、助け合いながら、あたたかく包み込む“大家族”を創っていきます～」を障がい者福祉の分野において具体化するための計画とし

て位置づけられます。

また、「高浜市第4期障害福祉計画」をはじめ、「高浜市地域福祉計画」、「高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「健康たかはま21計画」等関連計画との整合性を図り策定しました。

なお、「高浜市第4期障害福祉計画」において、平成27年度から平成29年度における必要な障害福祉サービスの種類や必要量を見込みました。



## (2) 計画の対象

- ① 本計画が対象とする障がいのある人とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）および難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。
- ② 本計画の対象地域は高浜市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）に属する市（碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市）とも連携をしながら推進します。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から32年度までの6年間とします。ただし、国の動向などを踏まえ必要に応じて見直しを行います。



●計画の期間

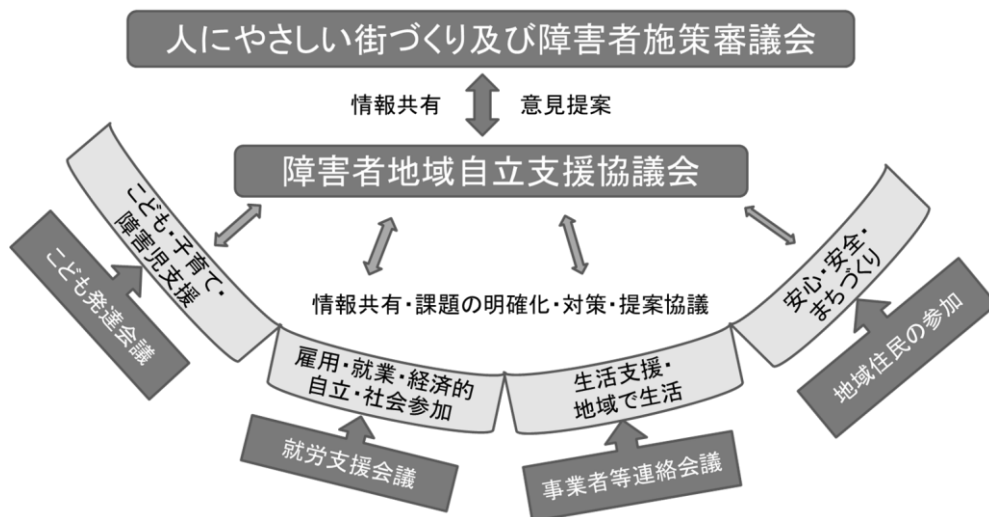
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者福祉計画	第3次						第4次					
障がい福祉計画	第2期		第3期			第4期						

## 4 計画の策定体制とニーズの把握

### (1) 策定体制

障がいのある人に関する施策を推進するためには、幅広い関係者の協力を得て、本市の実情に応じた計画を策定する必要があります。このため、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ市民、学識経験者など幅広い関係者の参画による「高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会」（以下「障害者施策審議会」という。）を本計画の審議機関として審議しました。また、計画案の作成にあたっては、「高浜市障害者地域自立支援協議会」（以下「地域自立支援協議会」という。）をはじめ、「高浜市障害福祉サービス事業者等連絡会議」（以下「事業者等連絡会議」という。）や「高浜市就労支援会議」（以下「就労支援会議」という。）で内容を検討するほか、地域において高齢者や障がいのある人を支援しているボランティアの人たちにも意見を伺いました。

●計画の策定体制



(2) アンケートの実施

障がいのある人とその家族の意見やニーズを把握し計画に反映していくため、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象としたアンケートを実施しました。

●調査の方法

区 分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童
調査対象者	在宅の18歳以上の身体障害者手帳所持者 全数	在宅の18歳以上の療育手帳所持者 全数	在宅の18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者 全数	在宅の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持児童 全数
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収			
調査基準日	平成26年6月1日			
調査期間	平成26年6月10日～6月25日			

(注) 障害者手帳を2種類以上所持している人には、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の順で該当調査票を送付しました。

●回収結果

区 分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童	合 計
配 布 数	1,214	195	193	126	1,728
回 収 数	665	93	99	49	906
有効回答数	660	91	98	48	897
有効回答率	54.4%	46.7%	50.8%	38.1%	51.9%

### (3) 団体ヒアリング調査の実施

計画の具体的な施策検討の資料とすることを目的に、障がいのある人やその家族で組織する関係団体などを対象にヒアリング調査を実施しました。日本福祉大学の学生の協力のもと、障がいのある人の現状、地域共生の実現に向けた課題などをお聞きしました。

#### ●調査対象等

ヒアリング実施日	対象団体等
平成26年9月5日	高浜市身体障害者福祉協会
	高浜市手をつなぐ育成会
	愛知県立安城特別支援学校（しらぎくの会）
	愛知県立ひいらぎ特別支援学校（ひいらぎ親の会）
	地域活動支援センターあおみJセンター



## 第2章

### 高浜市の障がいのある人の現状

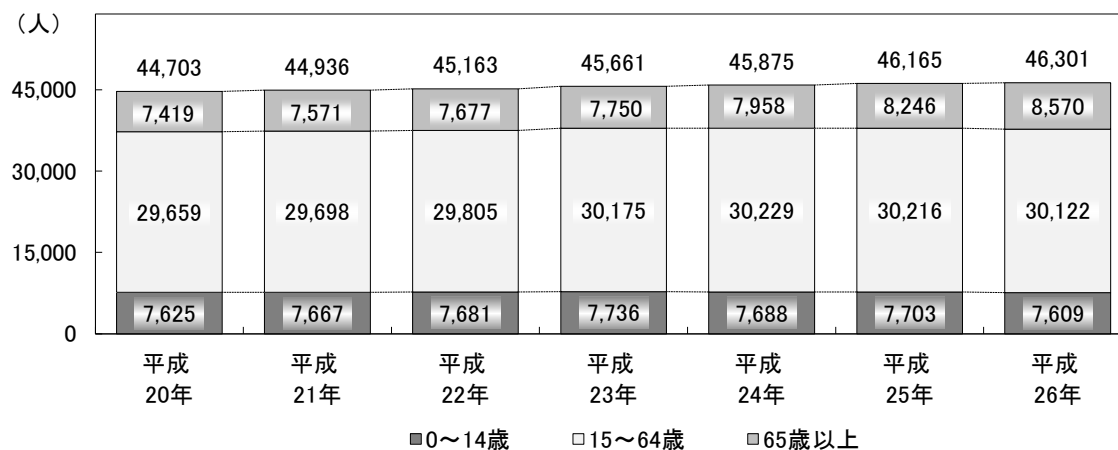
# 1 人口の推移

住民基本台帳によると、本市の総人口は平成26年9月30日現在、46,301人です。

これまでの推移をみると、平成20年から6年間で約1,600人、3.6%増加しています。

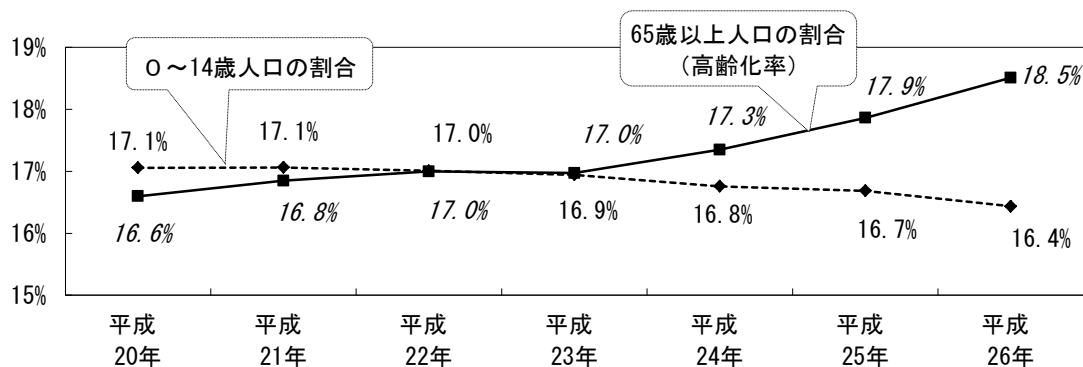
年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口および15～64歳の生産年齢人口は、ほぼ横ばいに推移しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は大幅に増加しています。平成20年には年少人口より200人以上少なかった高齢者人口は、平成23年に年少人口を上回り、平成26年現在、その差は900人以上となっています。本市においても少子高齢化が確実に進んでいることがわかります（図表2-1・図表2-2）。

図表2-1 人口の推移



資料：各年9月30日現在の住民基本台帳

図表2-2 高齢者人口と年少人口の構成比の推移



資料：各年9月30日現在の住民基本台帳

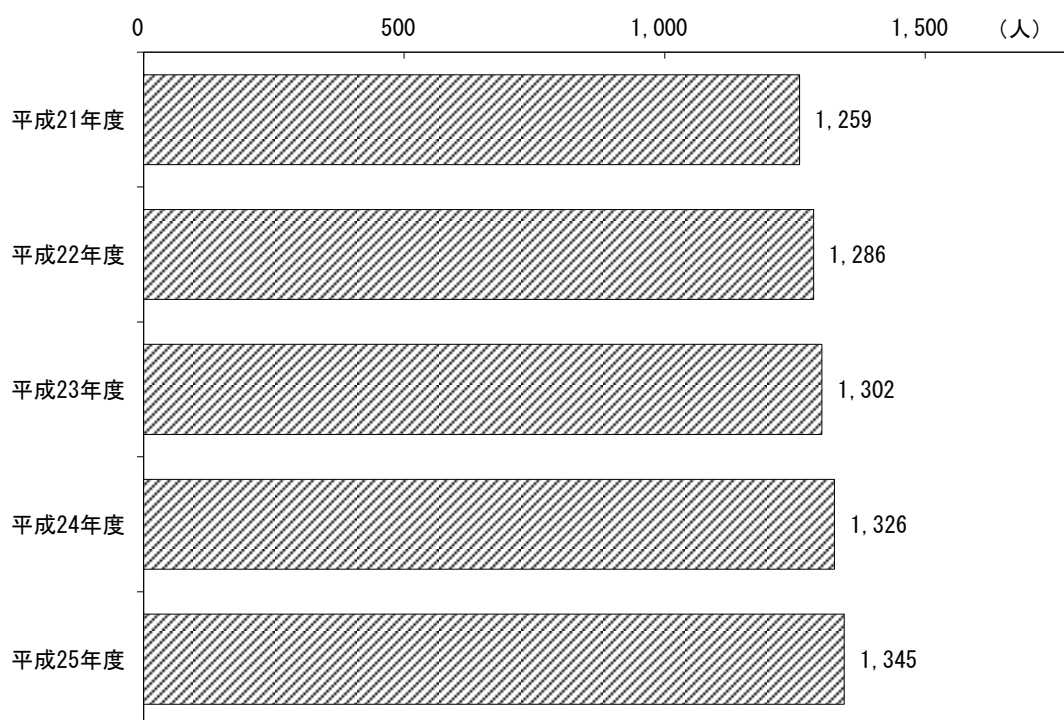
## 2 障がいのある人の状況

### (1) 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）

平成25年度末現在、本市の身体障害者手帳所持者は1,345人となっています。平成21年度以降の推移をみると、毎年度増加しています（図表2-3）。

平成21年から平成25年の間に、全体としては86人増加していますが、障がい等級別に推移をみると、特に1級（34人の増加）および4級（46人の増加）の増加が目立ちます（図表2-4）。

図表2-3 身体障害者手帳所持者数の推移



（各年度末現在）

図表2-4 等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成21年度	344	226	306	252	71	60	1,259
平成22年度	354	228	310	262	66	66	1,286
平成23年度	358	234	305	274	64	67	1,302
平成24年度	371	225	309	290	61	70	1,326
平成25年度	378	230	308	298	60	71	1,345
	28.1%	17.1%	22.9%	22.1%	4.5%	5.3%	100.0%

（各年度末現在）

身体障がいの種類別に推移をみると、下肢、上肢、体幹障がいなどの肢体不自由（30人の増加）および内部障害（58人の増加）の増加が目立ちます（図表2-5）。

なお、年齢別の所持者数をみると、18歳未満および18～64歳がほぼ横ばいで推移しているのに対し65歳以上は年々増加しており（図表2-6）、腎臓機能や心臓機能の内部障がいや下肢障がいなど、加齢や生活習慣を原因とした障がいが増えています。

図表2-5 身体障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
平成21年度	82	106	10	716	345	1,259
平成22年度	79	111	10	717	369	1,286
平成23年度	76	116	12	722	376	1,302
平成24年度	71	111	10	735	399	1,326
平成25年度	74	113	9	746	403	1,345
	5.5%	8.4%	0.7%	55.4%	30.0%	100.0%

（各年度末現在）

図表2-6 年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
平成21年度	46	416	797	1,259
平成22年度	43	442	801	1,286
平成23年度	44	433	825	1,302
平成24年度	44	425	857	1,326
平成25年度	40	433	872	1,345
	3.0%	32.2%	64.8%	100.0%

（各年度末現在）



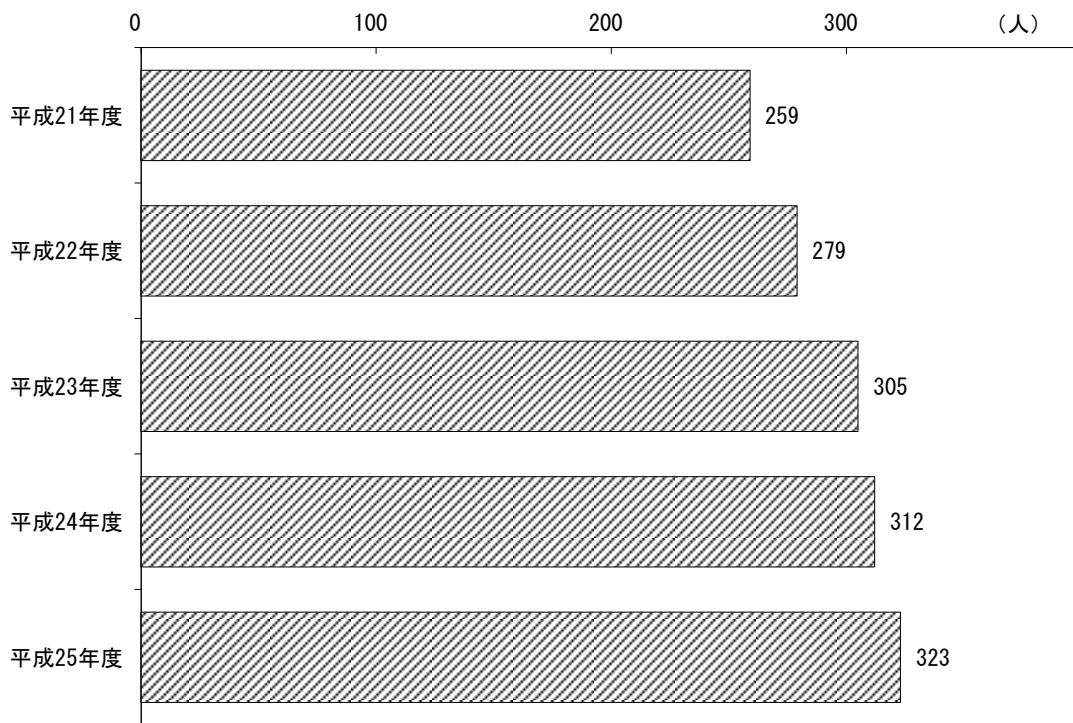
(2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者）

平成25年度末現在、本市の療育手帳所持者は323人となっています。

平成21年度以降の推移をみると、毎年度増加しています（図表2-7）。

障がいの程度別に推移をみると、軽度（C判定）が年々増加しています。平成25年度末現在、重度（A判定）が121人（37.5%）、中度（B判定）が94人（29.1%）、軽度（C判定）が108人（33.4%）となっています（図表2-8）。

図表2-7 療育手帳所持者数の推移



（各年度末現在）

図表2-8 障がいの程度別にみた療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	重度（A判定）	中度（B判定）	軽度（C判定）	合計
平成21年度	115	76	68	259
平成22年度	117	85	77	279
平成23年度	116	95	94	305
平成24年度	117	95	100	312
平成25年度	121	94	108	323
	37.5%	29.1%	33.4%	100.0%

（各年度末現在）

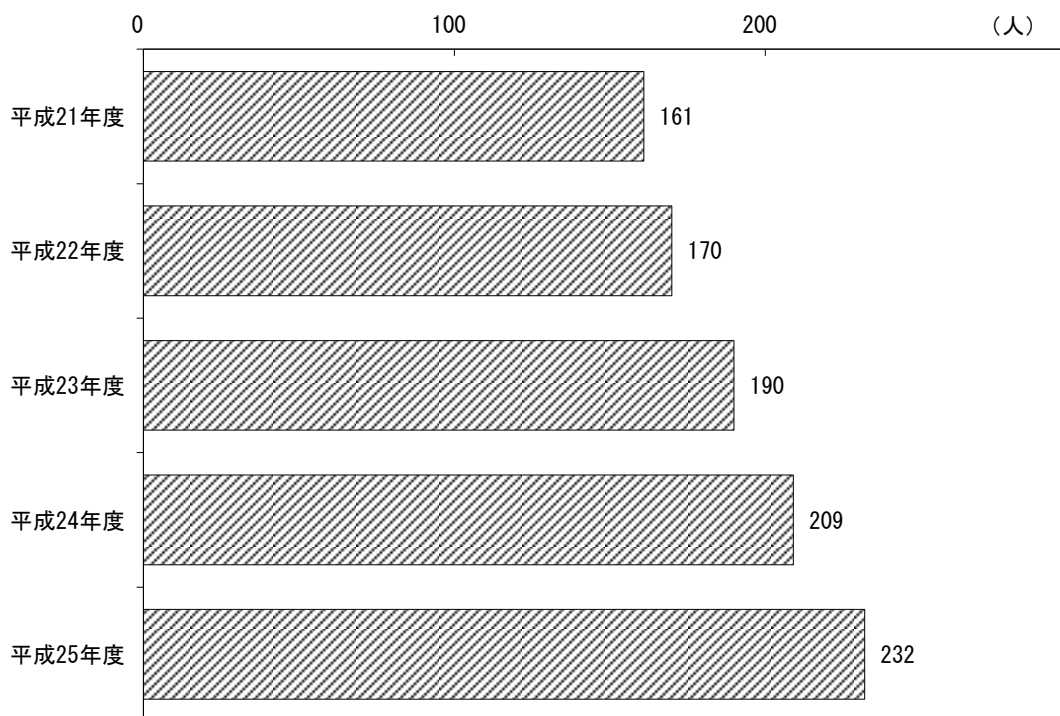
(3) 精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）

平成25年度末現在、本市の精神保健福祉手帳所持者は232人となっています。

平成21年度以降の推移をみると、毎年度増加しています（図表2-9）。

等級別に推移をみると、2級が年々増加しています（図表2-10）。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



（各年度末現在）

図表2-10 障がい等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 単位：人

区分	1級	2級	3級	合計
平成21年度	11	96	54	161
平成22年度	10	101	59	170
平成23年度	14	109	67	190
平成24年度	14	135	60	209
平成25年度	17	156	59	232
	7.3%	67.3%	25.4%	100.0%

（各年度末現在）

精神障害者保健福祉手帳を所持していなくても、自立支援医療（精神通院）を受けている人もあり、平成25年度末現在の自立支援医療（精神通院）の申請者数は539人と多くなってきています。

#### (4) 発達障がいのある人

平成23年の障害者基本法の一部改正により、発達障がいは精神障がいに含まれました。発達障害者支援法（平成16年法律第167号）においては、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発症するものとして政令で定めるものとされています。

平成24年2～3月に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年12月公表）によると、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%であるという結果が報告されました。しかし、発達障がいを対象とした手帳の交付制度がないため、正確な人数は把握できていない状況です。

#### (5) 難病患者等

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチ）とされていましたが、平成27年1月から151疾病に拡大されました。

### 3 障がいのある児童・生徒の就学状況

#### (1) 特別支援学級の状況

市内の特別支援学級に通う障がいのある18歳未満の子どもの数は、平成26年5月1日現在で61人です。そのうち、小学校の特別支援学級に通う児童が42人、中学校の特別支援学級に通う生徒が19人となっています（図表2-11）。

図表2-11 市内の特別支援学級の在籍者数 単位：人

区 分	小学校	中学校	合 計
学 校 数	5	2	7
在籍者数	42	19	61

資料：市教育委員会（平成26年5月1日現在）

#### (2) 特別支援学校等の状況

市内に特別支援学校はありません。市外の特別支援学校や盲学校に通う障がいのある18歳未満の子どもの数は、平成26年5月1日現在で43人です。そのうち、高等部に在籍する生徒が18人で最も多くなっています（図表2-12）。

図表2-12 特別支援学校等の在籍者数 単位：人

区 分	小学部	中学部	高等部	合 計
在籍者数	16	9	18	43

資料：市教育委員会（平成26年5月1日現在）

#### 4 障害福祉サービス等提供事業所の状況

平成26年10月1日現在、市内にある障害福祉サービス等提供事業所の数は、サービス種別ごとで集計すると、日中活動系が多くなっています。児童福祉法に基づくサービス提供事業所は1か所のみです。また、基準該当\*の事業所が2か所あります(図表2-13)。

図表2-13 市内の障害福祉サービス等提供事業所

単位：箇所

区 分		事業所数	事業所名
訪問系 サービス (8)	居宅介護	3	クローバーケアステーション
			高浜市社会福祉協議会こころんサービス
			訪問介護ステーション デイ・ドリーム
	重度訪問介護	3	クローバーケアステーション
			高浜市社会福祉協議会こころんサービス
			訪問介護ステーション デイ・ドリーム
同行援護	2	クローバーケアステーション	
		高浜市社会福祉協議会こころんサービス	
日中活動系 サービス (10)	生活介護	2	授産所高浜安立
			チャレンジサポートたかはま
	就労移行支援	2	授産所高浜安立
			チャレンジサポートたかはま
	就労継続支援A型	2	ジョブスマイルサービス
			サンほっとハート株式会社
	就労継続支援B型	3	授産所高浜安立
			チャレンジサポートたかはま
カフェ&ベーカリーふるふる			
短期入所	1	いこいの宿高浜安立	
居住系 サービス (3)	グループホーム	3	花水木
			グループホーム高浜安立
			キラキラハウス
相談支援 (2)	特定相談支援	1	高浜市社会福祉協議会障害者相談支援事業所
	障害児相談支援	1	高浜市社会福祉協議会障害者相談支援事業所
児童福祉法 (1)	放課後等デイサービス	1	クローバーケアステーション
基準該当* (2)	生活介護	1	高浜市社会福祉協議会指定通所介護事業所
	放課後等デイサービス	1	高浜市社会福祉協議会指定通所介護事業所

※介護保険事業所であっても、障害福祉サービス指定基準を満たしており、市が認めたものについては、当該事業所が障がいのある人を受け入れた場合、基準該当サービスとして給付費が支給されません。



## 第3章

### 第3次計画の評価

平成21年3月に策定した第3次計画では、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障がいのある人が社会の一員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会の実現を目指し、「地域の中で共に生活できるシステムづくり」を理念として掲げ、「新・相談支援体制プラン」「切れ目のないライフステージプラン」「地域共生プラン」の3つの重点プランのもと、各種障がい者施策を推進してきました。

今回、第4次計画の策定にあたり、第3次計画の3つの重点プランの評価について、事業者等連絡会議および就労支援会議からの意見などを踏まえ、課題を整理しました。

評価表記	◎：実施したもの。実施により一定の評価に値すると考えられるもの。
	○：現計画とは別な形で推進されているもの。
	●：検討・協議したが実施には至らなかったもの。協議に至らなかったもの。

## 1 「新・相談支援体制プラン」の評価

### ◎多元的な相談窓口の確保

- ・相談支援員として専門職を配置したことにより、個々の相談事例に迅速な対応が可能となった。
- ・「たかはま障がい者支援センター」が設置されたことにより、生活から就労までさまざまな相談に対応できるワンストップサービスが実現したことは大きな成果である。
- ・「たかはま障がい者支援センター」が設置されたことにより、障がいのある当事者や家族だけではなく、支援者であるサービス提供事業者への情報提供や協議、会議の機会が多くなり、「支援の輪」のネットワークも強化されてきた。

○「サテライト型相談支援事業所」の整備の方法ではなく、いきいき広場における「高浜市地域包括支援センター」の強化や「相談支援員の増員」「障害者相談事業所の社会福祉協議会への委託による相談専門性の強化」「関係事業所との情報共有・連携」によりきめ細やかな相談キャッチ体制と継続相談を推進している。

○ピアカウンセリングの実施には至っていないが、障がいのある当事者・家族（身体障がい・知的障がい）を相談員とした事業の実施は毎月定期的に行っている。

### ◎「総合相談窓口」の強化

- ・高齢者全般のワンストップ窓口の設置から波及した「高浜市地域包括支援センター」に



障がいのある人の専門相談員の配置から、「いきいき広場」全体で推進する「総合窓口」の強化は、平成26年度に設置された「福祉まると相談グループ」により、更に強化している。

#### ◎相談支援の質の向上

- ・「相談業務」「認定調査業務」をはじめ必要となる専門資格保有者の確保・人員の増員、市内等サービス提供事業者等との研修会実施に加え、各種研修会への参加、ケース検討会などの実施により資質の向上を推進してきている。今後も引き続き、相談支援の資質の向上が必要である。

## 2 「切れ目のないライフステージプラン」の評価

#### ◎療育、教育の充実

- ・「こども発達センター」が設置されたことにより、発達障がいに関する相談ばかりではなく、発育・発達・障がいについてより専門性のある相談支援体制が整ってきた。
- ・母子保健事業から早期療育へ円滑につながる体制が整い、療育・保育の内容が充実してきた。
- ・「こども発達センター」が所管する各種会議体の推進や、研修会の実施など「地域療育活動」「幼稚園・保育園等」「学校等」との連携強化や、個別支援の取組みなど幅広く充実している。

○単独通所施設(児童デイサービス)の設置には至らなかったが、制度改正後には児童デイサービス(現在のサービス名は「放課後等デイサービス」)を提供する事業者は市内にできている。

#### ◎地域生活の実現

- ・サービス提供事業所の増加（訪問系事業所：計画策定時2か所⇒現在8か所、日中活動系：計画策定時3か所⇒現在10か所、放課後等デイサービスの新設1か所など）により利用者の選択肢が増えてきている。
- ・グループホームが増えている。（市内には知的障がいのグループホームは3か所。うち、1か所が第3次計画策定後の2012年（平成24年）に整備された。）
- ・グループホームの新たな設置については、自立支援協議会などにおいて引き続き協議が行われている。運営、入居希望者の状況、親の立場の意見、設置者側の意見など広く意見交換が行われている。

- 地域生活支援事業の充実（日中一時預かり：計画策定時2か所⇒現在3か所、移動支援：計画策定時1か所⇒現在3か所）が図られている。
  - 就労への支援が充実してきている（一般就労と福祉的就労）。
  - 就労系事業所が増加してきている。（就労移行支援：計画策定時1か所⇒現在2か所、就労継続支援：計画策定時1か所⇒現在5か所）
  - 工賃倍増計画の推進により障がいのある人の社会貢献の機会が広がった。
- ◎障がいのある人個人個人が、自身の持つ最大限の能力を「働く」と言う形で実現する支援体制、利用できる福祉サービスの充実が図られてきた。今後も一層の充実が必要である。
- 障がいのある人の虐待支援の対応については、「マニュアル作成」は行われなかったが、国の「対応時マニュアル」に基づき関係機関との連携により、対応・継続した支援を行っている。
- 「市障害者扶助料」など市単独支援策における現金給付制度については、検証中である。「サービスの種類」「量」「提供のタイミング」など障がいのある人や障がいのある人を支える家族への直接的なサービス提供への転換が必要である。
- 精神障がいのある人の地域における「居場所」「交流の場」「サロン」の必要性はケース会議や当事者・医療機関から問い合わせはあるが、具体的な協議・検討の機会が持てなかった。

※各事業所数は平成26年10月1日現在の設置数

### 3 「地域共生プラン」の評価

- ◎「就労支援会議」「事業者等連絡会議」等の開催により、事業所間の情報共有が図られ、サービスの質の向上が図られている。
- 障がいのある人の地域における自立生活を進めるための「相談支援の充実」が図られ、障がいのある人が自宅だけの生活ではなく「生活の場の拡大」が図られてきた。「地域での生活を共に豊かに」するためには、障がいのある当事者、家族、地域に生活している住民との相互理解をより一層推進する必要がある。
- 計画の推進体制や、進捗管理の体制が十分に計画に位置づけられていなかった。



## 4 計画の評価から見えてきた今後の課題

### **☆より地域に目を向けた相談支援**

- ・相談窓口のワンストップサービス化と相談支援員の資質向上は進んできた。次のステップとしては、民生児童委員やまちづくり協議会といった地域との繋がりを持った相談支援が必要である。

### **☆生涯を見据えたライフステージに応じた支援**

- ・支援のための情報が円滑にバトンタッチされ、次のライフステージにおいても、個人の特性に合った支援が受けられる仕組みをさらに検討する必要がある。
- ・ライフステージ間の支援の隙間は、徐々に埋まりつつあるが、義務教育から就労への移行など、地域における社会参加を容易にするための支援が足りない部分がある。義務教育終了後にも、高校、大学、専門学校等進学希望が高く、今後は、さらに「就労までの教育期間」を意識した支援を、本人、保護者、教育機関とともに考えていく必要がある。

### **☆住民と交流できる新たな居場所・活動機会の創出**

- ・障がいと障がいのある人に対する地域住民の理解は深まりつつあるが、障害者権利条約や障害者基本法等に盛り込まれた考え方を普及させ、障がいのある人の地域における自立を推進するためにも、交流による相互理解を進めていく必要がある。
- ・障がいのある人の社会参加を促進するためにも気軽に利用できる交流の場や、外出の機会の確保を検討、実現する必要がある。

### **☆計画の進捗管理の徹底**

- ・市における地域共生の指針として実効性のある計画になるよう、PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクルが有効に回るように具体的な推進計画が必要である。



## 第4章

### 基本的な枠組み

## 1 計画が目指すもの

障がいの有無や、年齢・性別にかかわらず、すべての人がお互いのことを一個人として認め、お互いを尊重しあい、支えあうことができる社会を実現しなければなりません。

そのためには、障がいのある人が社会の一員として、自分で選び、自分で決めて社会のあらゆる活動に参加し、その構成員として責任を分担する地域共生のまちづくりが必要不可欠です。

第3次計画では、こうした社会の実現を目指し、障害者基本法の目的である「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、「地域の中で共に生活できるシステムづくり」を理念として掲げ、障がい者施策を推進してきました。

本計画では、総合計画の福祉・健康分野の基本目標にある「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう～一人ひとりがいつまでもその人らしくいきいきと暮らせるよう、お互いを尊重し、助け合いながら、あたたかく包み込む“大家族”を創っていきます～」を障がい者福祉の分野において実現させるため、第3次計画の理念をさらに発展させ、「障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり」を目指し、計画を推進していきます。

障がいのある人もない人も、  
その人らしく安心して生活できる  
地域共生のまちづくり



## 2 基本となる考え（基本方針）

本計画は、次の3つの基本方針に基づきの策定・推進します。

### ＜基本方針1＞ 住み慣れた地域での暮らしの確保

安全で安心して暮らせることは、障がいの有無に関わらず、すべての市民に共通した願いです。市民と行政の協働による災害時の安全確保に努め、すべての市民が安らかに暮らせる地域づくりを目指します。

また、障がいのある人が地域において安心して暮らし続けられるよう、当事者や保護者などによるグループホームなど〈生活の場〉の整備を支援していきます。

障がいのある人が地域において自立した生活を送るためには、地域社会全体で「障がい」と「障がいのある人」について十分に理解を深め、配慮していくことが重要です。そのために、正しい知識・認識を普及するとともに、すべての市民が共生の高い意識を持って理解しあえるよう啓発と交流の場づくりを進めます。

障がいのある人が、地域住民とともに、文化、スポーツ、健康づくり、余暇などあらゆる活動に参加しやすい環境を整えるとともに、障がいのある人とない人の平等な機会を確保するため、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

### ＜基本方針2＞ 本人の生活を支援する体制の充実

本市では、早くから「福祉でまちづくり」を合言葉に、人々の生活は制度の枠組みの中で成り立っているのではなく、さまざまな背景や環境の下にある「家族」や「地域の中でのつながり」により成り立っているという「地域を包括的に支えていく視点」でまちづくりを進めてきました。

平成8年4月に福祉のワンストップサービスによる、地域包括ケアを目指す福祉の拠点として「いきいき広場」をオープンして以来、障がいのある人や高齢者、そして、子ども、人づくりまで視野を広げ、ライフステージごとに切れ目なく必要な支援を提供できるシステムづくりや地域住民と専門職が、横断的・機動的かつ柔軟に連携できるような体制づくりを進めてきました。

また、平成26年4月には、市の福祉部に「福祉まるごと相談グループ」を新設し、多様化、複雑化する福祉ニーズに、高齢者、障がいのある人、子どもといった対象

者別の枠組みを超えて、横断的に対応することができる組織を設けるとともに、同年10月には、権利擁護に係る「いきいき広場」全体のマネジメント機能の中核を担う「高浜市権利擁護支援センター」を設置したことで、「いきいき広場」と地域の関係機関や専門職などとのネットワーク化が進んできました。

こうした背景も踏まえ、誰もがいつまでも住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、本市の地域資源を最大限活用するとともに、地域の多様な支える力を結集させ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築を進める中で、障がいのある人への視点としては、幼少期における障がいの発見から療育・教育、就労、生活と障がいのある人一人ひとりの生涯を通じて、その成長や状態の変化に応じながら、関係事業所の連携の中で一貫した切れ目のない支援を目指します。

特に、各ライフステージの狭間においても適切な支援が受けられるような体制を整えるとともに、障がいのある人自身が考え、選択するなどの自己決定までの過程を丁寧に支援していきます。

就労を通じた自己実現の観点では、地域における真の自立支援として障がいのある人が役割意識を持ち達成感を感じて働き続けられる環境を整備していきます。

また、長期的な視野に立ち、障がいのある人に本当に必要な支援が安定して提供されるよう、持続可能な制度運営を図っていきます。

### **<基本方針3> 本人を支える人達への支援体制の構築**

障がいのある人の地域における自立と自己実現を図るためには、本人のみならず、保護者・家族、地域の支援者、当事者の団体、教育機関、福祉サービスを提供する事業所など本人を取り巻く支援者が活動しやすい環境を整えることは必要不可欠です。

そのために、障がいのある人本人の最善の利益を第一に考えることを前提に、直接的な支援者である家族等の不安や負担を軽減する体制や教育および事業者の活動の質を向上させるための支援の充実を図っていきます。

特に、障がいのある児童・生徒が、将来、地域の中で、人との関わりを持ちながら、自分らしく生きていくためには、障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を引き出し、その可能性を、就労や地域での活動につなげることが重要であり、教育機関と、福祉や



就労の関係機関並びに地域との連携強化を進めていきます。

また、障がいの受容を経て、障がいと障がいのある人を最も深く理解している障がいのある人本人と家族が、同じ立場の人たちと、障がいのある人の地域における自立生活を目指し組織的に活動できるよう、新たな当事者団体等の組織化を支援していくとともに、本人や家族が、仲間と交流しながら、地域に開かれた活動を展開できる多様な〈場〉を整えていきます。

### 3 施策の体系

障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり	基本方針 1 住み慣れた地域での暮らしの確保	1-1 災害時の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人が安全・安心に過ごせる福祉避難所の機能の確立</li> <li>○避難行動要支援者の個別計画の作成</li> </ul>
		1-2 民間活力の導入による施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における生活の場の整備支援（グループホーム等）</li> <li>○障がい児への医療的なケアを伴う通所サービス等の整備促進</li> </ul>
		1-3 住民と交流できる新たな居場所・活動機会の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設や事業所等既存施設を活かした居場所づくり</li> <li>○地域による居場所の活用・運営</li> <li>○「ポッチャ」や「ぷれジョブ」を通じた地域交流の推進</li> <li>○余暇活動を通じた地域交流の促進</li> </ul>
		1-4 「障がい」および「障がいのある人」に対する地域住民の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域イベントへの参加促進</li> <li>○ざっくばらんなカフェ等を活用した周知</li> <li>○まちづくり協議会等の地域組織の自主的活動支援</li> <li>○障がいを理由とする差別の解消の推進</li> </ul>
	基本方針 2 本人の生活を支援する体制の充実	2-1 たかはま版地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○包括的（まるごと）相談支援体制の推進</li> <li>○相談支援員の資質向上体制の確保</li> <li>○多職種連携による地域ケア会議の強化</li> </ul>
		2-2 継続・持続可能なサービス提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス提供事業所新規開設支援</li> <li>○市単独事業の見直し</li> </ul>
		2-3 ライフステージに応じた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフステージに応じた健康づくりの推進</li> <li>○こども発達センターによる早期からの専門相談・支援の充実</li> <li>○ライフステージごとの情報管理の明確化と継続支援の充実</li> </ul>
		2-4 就労・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業と福祉の連携（農福連携）による障がいのある人の就農の推進</li> <li>○障がい者就労施設等からの物品等の優先調達</li> <li>○多様なニーズに対応した就労支援</li> <li>○就労支援会議の充実</li> <li>○定着支援の強化</li> <li>○企業等で働ける人の掘り起こし</li> </ul>
		2-5 権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護支援センターの充実</li> <li>○虐待に対する支援体制・虐待予防対策の充実</li> </ul>
	基本方針 3 本人を支える人達への支援体制の構築	3-1 教育機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育機関と関係機関とのネットワーク構築</li> <li>○早期職場体験の実施</li> </ul>
		3-2 老障世帯等への包括的家族支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援調整会議の活用</li> </ul>
		3-3 サービス事業所等のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の垣根を超えた相互支援体制整備</li> <li>○関係機関の連携による障がい別研修体制の構築</li> <li>○教育関係者と事業所関係者の合同研修</li> </ul>
3-4 保護者・家族支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者・家族に視点を合わせた家族支援の強化</li> <li>○保護者等の「子どもの育ちを支える力」の向上支援</li> </ul>	
3-5 新しい当事者団体等の育成・支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織化に向けた支援</li> <li>○既存団体への多様な活動支援</li> </ul>	

## 第5章

### 基本計画

# 1 住み慣れた地域での暮らしの確保

## 1-1 災害時の安全の確保

東日本大震災をはじめ想像を超えた自然災害が各地で発生する中、本市においても災害に対する不安は大きくなっています。

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果および当事者・家族団体のヒアリングの結果によると、災害時に一人で避難することが困難な人が多くおられ、災害時に困ることとして、「災害の状況がわからない」「誰に救助を求めたらいいかわからない」などを多くの方があげています。また、避難所においては、「トイレのこと」「薬や医療のこと」「コミュニケーションのこと」などで困るのではないかと不安を感じている人が多くいることがわかりました。これらに加え、障害者施策審議会および地域自立支援協議会においても災害時の安全確保の必要性についての提案がありました。

現在、本市では、すべての市民の生命が守られ、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、＜安全・安心が実感できる地域づくりを進めます＞を総合計画の目標の一つとして掲げ、地域ぐるみの防災・減災対策を進めています。

特に、地域住民、サービス事業所、関係機関、行政の連携により、障がいのある人をはじめ災害時に避難行動が困難な人の安全確保が図れるよう、避難所などの機能強化も含め、市全体で体制を整えていきます。

### 【重点的な取組み】

- 障がいのある人が安全・安心に過ごせる福祉避難所の機能の確立
- 避難行動要支援者の個別計画の作成

#### (1) 障がいのある人が安全・安心に過ごせる福祉避難所の機能の確立

本市では、福祉施設を運営する4法人と福祉避難所の開設・運営に関する協定を結び、要配慮者が安心して利用できる福祉避難所を6か所指定しています。

障がいのある人に対応した福祉避難所については、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる環境を、当該施設に協力を求めながら整えます。

また、障がいのある人一人ひとりが、それぞれ避難所等において必要とする物品、薬品等を普段から自主的に備蓄するよう周知・啓発を行います。

## (2) 避難行動要支援者の個別計画の作成

災害対策基本法の一部改正により、市町村に対して、避難行動要支援者の実態把握、未登録者を含む避難行動要支援者名簿の作成義務などの規定が設けられました。本市においては、これまで手上げ方式に限定して避難行動要支援者の登録を行ってきたため、未登録の避難行動要支援者情報を把握しきれていないなど、十分な支援体制が整っていませんでした。

平成 25 年度から「災害時要援護者管理システム」を導入し、住民記録情報、要介護等認定情報、障害程度区分情報、高齢者実態調査情報等、各所属が保有する情報を取り込み、避難行動要支援者情報（避難行動要支援者基本情報、地図情報等）のデータベース化を行っています。

地震などの災害が発生した時、障がいのある人など避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑にできるよう、町内会、まちづくり協議会や民生児童委員などの避難支援等関係者や行政関係機関との協力体制の下、同意方式による登録の働きかけを行い、支援体制の構築を図っていくとともに、障がいのある人一人ひとりが確実に避難できるよう個別の支援計画を作成できる体制を整えていきます。



## 1-2 民間活力の導入による施設等の整備

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、これからの生活については、いずれの障がいの場合も、「自宅で家族とともに暮らしたい」が最も高くなっていますが、知的障がいのある人などでは、グループホームで暮らしたいという人も少なくありません。また、介護者の高齢化が進む中、親亡き後の生活の場や、地域における生活を支援する拠点の整備を推進していく必要があります。

施設や拠点の整備にあたっては、当事者や家族、サービス事業者、行政が連携し、民間事業者等の持っている優れた技術、知識、経験等、民間活力を効果的に活用し、障がいのある人や家族のニーズに応じた適切なサービスを迅速に提供できるようにします。

また、当事者や家族が、地域において自らが望んだ生活を送ることができるよう、行政が中心となって、情報提供や需給に関するコーディネートをきめ細やかに行っていきます。

在宅で医療ケアを必要とする障がい児は増加の傾向を示し、地域において医療ケア対応が可能なサービス提供事業所、体制が求められています。今後は市内事業所に医療ケア対応が可能な事業所等の整備支援を行っていく必要があります。

### 【重点的な取組み】

- 地域における生活の場の整備支援（グループホーム等）
- 障がい児への医療的なケアを伴う通所サービス等の整備促進

#### (1) 地域における生活の場の整備支援（グループホーム等）

障がいのある人がいつまでも安心して生活できる場としてグループホームの設立を、当事者と、その家族による当事者団体が主体となって進められる環境を整えていきます。関係機関等と連携のもと情報提供などの支援を行うとともに、地域住民への理解と協力を求めています。

また、障がいのある人の地域生活支援の推進のための居住支援機能、短期入所系サービス、相談支援など地域支援拠点について、広域的に複数の機関で担うしくみづくりを圏域内の市と連携して検討していきます。

(2) 障がい児への医療的なケアを伴う通所サービス等の整備促進

医療的なケアを必要とする障がいのある児童が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、市内に利用できるサービス提供事業所を整備します。

整備にあたっては、民間活力の導入を基本に、経験の豊富なサービス提供事業所と連携し、設置していきます。



### 1-3 住民と交流できる新たな居場所・活動機会の創設

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、障がいのある人の多くが、差別を受けたり、いやな思いをしたことがあると答えています。障がいのある人の社会参加を困難にしているのは、物理的な障壁とともに心の壁が大きな要因と言えます。この壁を取り除き、障がいのある人もない人も全ての市民が、“大家族”として共に生活できる環境を整える必要があります。

そのために、すべての市民が、「障がい」と「障がいのある人」について十分に理解を深められるよう、交流の場や機会を積極的に創出していきます。なお、“場”の創設にあたっては、地域の身近な場所で、気軽に利用できるように、市内にある既存施設や高齢者の分野における「生涯現役のまちづくり事業」によって創出された「健康自生地」なども柔軟に活用していきます。

また、障がいのある人が、地域活動をはじめさまざまな活動に、楽しみながら参加できるよう、子どもから大人まで、ライフステージに応じた安心の居場所づくりを地域組織、当事者団体、サービス事業者が協働して進めていきます。

#### 【重点的な取組み】

- 公共施設や事業所等既存施設を活かした居場所づくり
- 地域による居場所の活用・運営
- 「ポッチャ」や「ぷれジョブ」を通じた地域交流の推進
- 余暇活動を通じた地域交流の促進

#### (1) 公共施設や事業所等既存施設を活かした居場所づくり

市内のさまざまな公共施設を「地域の居場所」として位置づけ、障がいのある人と地域住民との交流を通して、相互の理解を深めていくことができるように、積極的に活用していきます。

また、障がいのある人が、障害福祉サービスを利用した後など、家事の都合や仕事などで保護者・家族が自宅に帰宅するまでの間、安心して過ごせる〈場〉として、市内のサービス提供事業所におけるサービス提供時間終了後の施設活用について検討していきます。



## (2) 地域における居場所の活用・運営

地域における未利用施設や空き家など、これまで活用されていなかった地域の資源や生涯現役のまちづくり事業における「健康自生地」を障がいのある人の居場所や地域住民との交流の場として有効に活用することを検討します。

また、NPO法人やまちづくり協議会など地域組織が、地域の実情に応じた運営ができるよう支援していきます。

## (3) 「ボッチャ」や「ふれジョブ」を通じた地域交流の推進

障がい者スポーツである「ボッチャ」を通じ、障がいのある人と地域住民の交流ができるよう、出前講座や大会の実施など普及活動を行ってきました。

また、地域住民がジョブサポーターとなり、障がいのある児童・生徒の仕事体験を支援する「ふれジョブ」の実施に向けて調査や講演会を実施してきました。

今後も、障がいのある人の地域交流を推進するため、コミュニケーションツールとして「ボッチャ」を、大会の開催などを通じて、市内全域に普及していきます。

また、「ふれジョブ」が障がいのある児童・生徒の仕事体験を通じた地域交流として定着するよう、ジョブサポーター、協力事業所等の協力者の発掘と開催支援を行っていきます。

## (4) 余暇活動を通じた地域交流の促進

障がいのある人の活動の場を確保するとともに、地域住民との交流を促進するために、障がいの有無に関わらず、誰もが参加できるスポーツ、文化活動、レクリエーション活動の振興を図ります。

また、一般就労した障がいのある人が、余暇活動を楽しむことで、日常的な就労の定着につながるよう、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた多様な余暇活動を推進していきます。

### ① スポーツの推進

平成 23 年に施行されたスポーツ基本法においては、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされています。障がいの特性に応じたスポーツを、できるだけ多くの障がいのある人が行えるよう場所の

整備や指導者の育成に努めるとともに、誰もが一緒に楽しめるスポーツを通じて、障がいのある人と地域住民との交流を推進します。

## ② 文化活動等の推進

障がいのある人のニーズに応じた趣味・文化活動に関する情報の提供等に努め、障がいのある人の社会参加の機会の拡充を図ります。

## ③ イベント企画等への参加促進

スポーツ、文化活動、レクリエーション活動等のイベントにおいて、企画段階から障がいのある人たちの参加を得ることにより、より充実した内容になるよう努めます。



## 1-4 「障がい」および「障がいのある人」に対する地域住民の理解の促進

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、障がいのある人の多くが、近所付き合いや地域活動をあまりしていないことがわかります。前述したとおり、交流を基本とした「障がい」と「障がいのある人」についての理解が進むにつれ、障がいのある人の地域活動への参加が活発になり、ひいては地域の活性化につながるものと考えられます。

こうした考えに基づき、地域の行事・イベントなどの開催にあたっては、障がいのある人が主体的に関われる機会を設けていきます。また、まちづくり協議会など地域組織が、障がいのある人の参加に配慮した取組みを行う場合は、積極的に支援していきます。

### 【重点的な取組み】

- 地域イベントへの参加促進
- ざっくばらんなカフェ等を活用した周知
- まちづくり協議会等の地域組織の自主的活動支援
- 障がいを理由とする差別の解消の推進

#### (1) 地域イベントへの参加促進

地域で実施する各種イベントに、障がいのある人が気軽に参加できるよう、主催する関係団体に協力を要請するとともに、障がいのある人が企画段階から関われるよう支援していきます。

また、こうしたイベントの会場等において、障がいのある人の作品などの発表や、物品の販売ができるようにします。

#### (2) ざっくばらんなカフェ等を活用した周知

日本福祉大学高浜市まちづくり研究センターにより企画運営されている「ざっくばらんなカフェ」は、年齢や職業などに関わらず、さまざまな人がテーブルを囲み、「ざっくばらん」に話すことを楽しむカフェです。市内各所を会場に、月に1回程度、開催しています。

「ざっくばらんなカフェ」において、障がいのある人が、自身の事や、経験した事について話し、さまざまな人と交流することにより、障がいのある人の日常等につ

いて多くの市民が理解する機会をつくります。また、市内のサービス提供事業所等との協働により、もの作りなど体験型の交流も進めていきます。

### (3) まちづくり協議会等の地域組織の自主的活動支援

NPO法人やまちづくり協議会など地域組織が実施する活動に、障がいのある人が参加し、担い手として積極的に関わられるよう、関係職員の派遣や関連団体との調整支援の支援を行っていきます。

### (4) 障がいを理由とする差別の解消の推進

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年に障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されます。

障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者等による障がいを理由とする差別の禁止を定めています。これには、利用しにくい物理的障壁、利用しにくい制度などの社会的障壁、障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化、障がいのある人への偏見などが含まれています。

障害者差別解消法の施行に向け、障がいを理由とする差別や、合理的配慮などについて、市のホームページ、広報紙、パンフレット等で周知を図っていきます。

また、今後、合理的配慮やインクルーシブ教育など障害者権利条約や障害者基本法に盛り込まれた新しい考え方にに基づき、市の施策が推進されるよう、市職員の知識と理解を深めるため、研修等の実施や情報提供を行っていきます。



## 2 本人の生活を支援する体制の充実

### 2-1 たかはま版地域包括ケアシステムの構築

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、高浜市においてこの数年で進んだと思われる障がい者施策として「相談支援」が多くあげられています。第3次計画において、最重点施策として取り組んできたのが「相談支援」であり、いきいき広場の窓口において完結するワンストップ体制を構築してきました。

しかし、一つの相談事例に、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活困窮など複数の制度を横断するものや、医療サービスだけで福祉サービスの利用には至らず、制度の狭間に陥って適切な支援が受けられないケースがあるなど、障がいのある人をめぐる課題は、複雑で困難なものとなっています。こうした課題に対応するためには、福祉分野の中での連携強化はもとより、医療と福祉の連携が必要不可欠です。

また、支援に必要な情報をいかに管理し、共有化を図り、活用していくかという課題については、第3次計画の実行を通じて、取り組みはじめたところであり、多職種協働の視点で、よりステップアップした相談支援の体制を検討することは必要です。

そこで、各福祉制度を横断的に捉え、より迅速に適切な支援につながるよう、医療機関も含め関係機関・担当者間の連携を強化することにより、「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築を目指すとともに、相談支援員の資質向上を図るための環境を整えます。

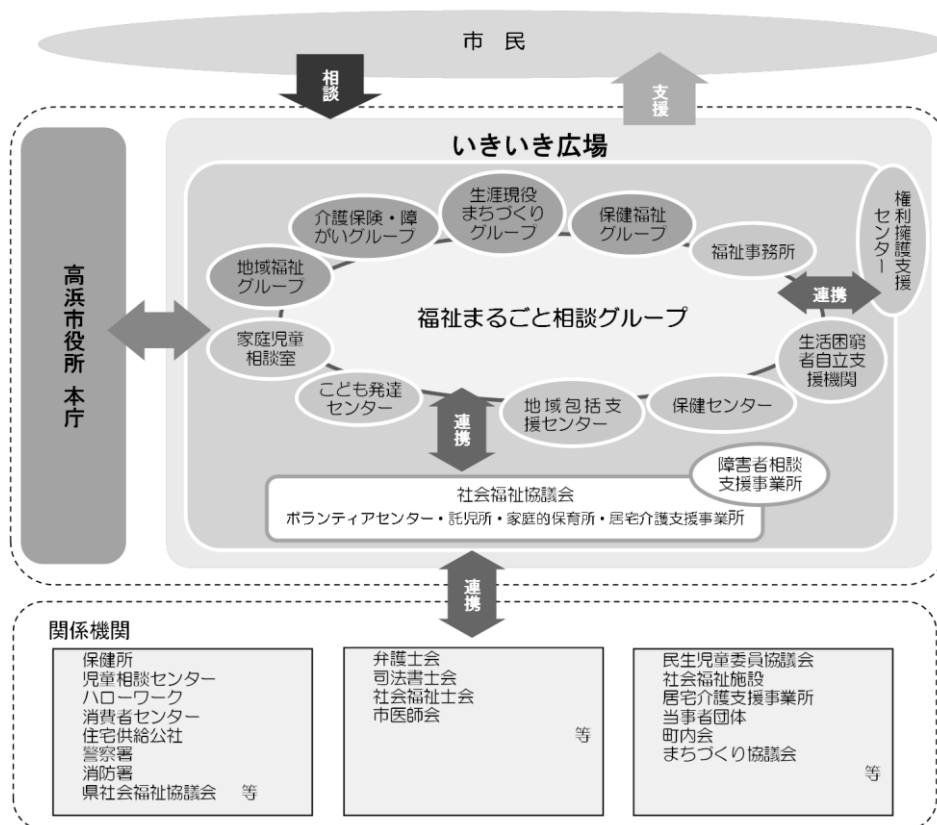
#### 【重点的な取組み】

- 包括的（まるごと）相談支援体制の推進
- 相談支援員の資質向上体制の確保
- 多職種連携による地域ケア会議の強化

(1) 包括的（まるごと）相談支援体制の推進

本市では、平成8年4月、福祉のワンストップサービスによる、地域包括ケアを目指す福祉の拠点として、市のほぼ中央、名古屋鉄道三河高浜駅から徒歩1分、市役所から徒歩5分の場所に「いきいき広場」を開設しました。市福祉部、地域包括支援センター、高浜市社会福祉協議会などの機関を一箇所に集中させた福祉の総合拠点であり、現在では、地域包括支援センターの他に、こども発達センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター、生活困窮者自立支援に関する窓口などが設置され、子ども、障がいのある人、高齢者、そして、支援が必要と思われる人すべての福祉の総合相談窓口として『困ったことがあれば、「いきいき広場」へ』が合言葉となり、市民や関係機関に広く周知されています。

【いきいき広場における相談窓口と総合相談支援体制】

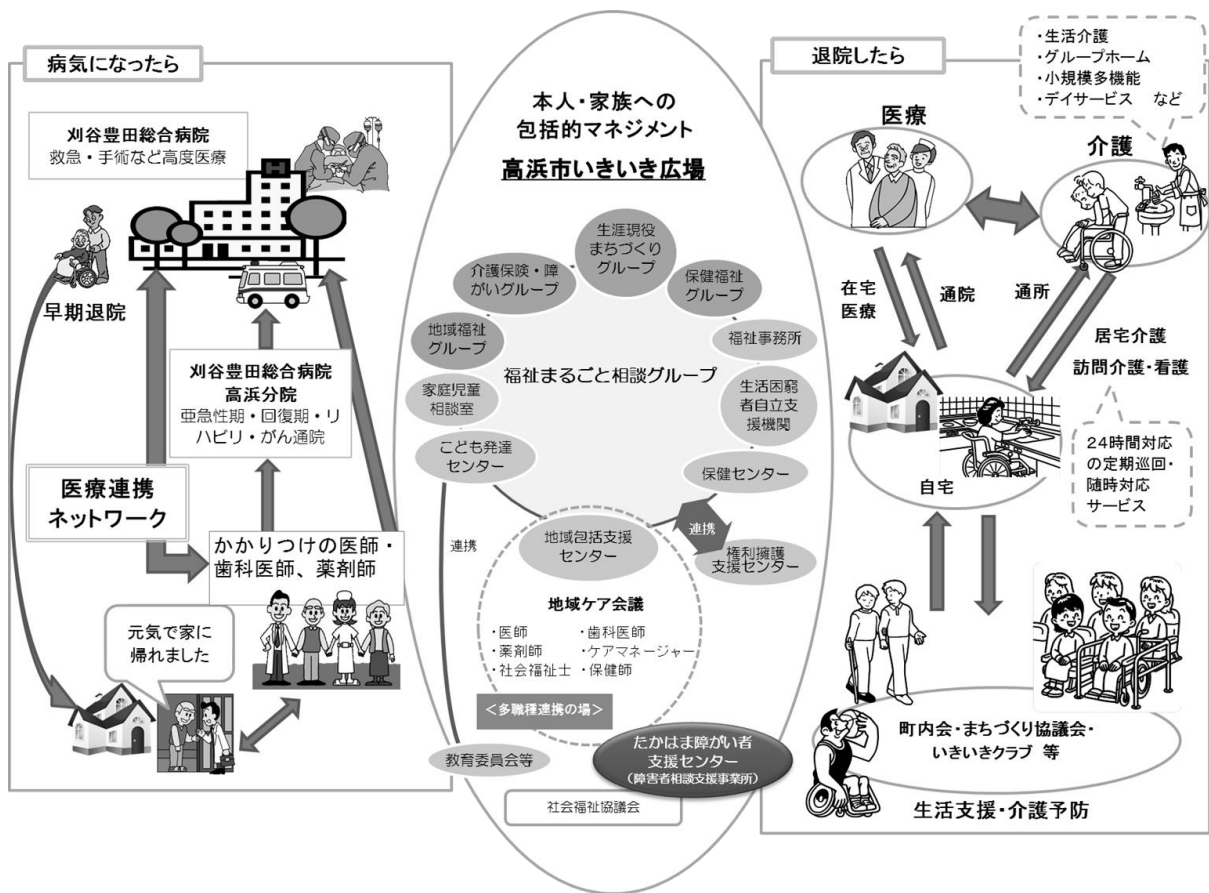


「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築に向けたネットワークの充実・強化にあたっては、各種支援の中心であり、関係機関との横断的な連携拠点である「いきいき広場」（福祉まるごと相談グループ）を、「たかはま版地域包括支援ケアシステム」の中心に位置づけます。障がいのある人が住み慣れた地域で尊厳あるその人

らしい生活を継続できるようにするため、保健・福祉の相互連携に加え、さらに医療との連携を深めることにより、保健・福祉・医療の連携体制を確立します。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、まちづくり協議会、ボランティア、民生児童委員、民間企業など地域のさまざまな機関とのネットワークを充実・強化し、自助を基本にしながら、障害福祉サービスをはじめとする公的なサービスと、住民活動などによるインフォーマルなサービスを含めた支援体制を構築します。

【たかはま版地域包括ケアシステムのイメージ】



(2) 相談支援員の資質向上体制の確保

複雑な相談内容や多岐にわたる相談に対し適切な支援を行うため、社会福祉協議会との連携のもと、「たかはま障がい者支援センター」の相談支援員のスキルアップを図るとともに、市全体の相談支援の充実を図ります。相談支援員の地域自立支援協議会への参加やサービス提供事業所を訪問により、個別支援力の強化のみならず、地域課題への気づきや、その情報共有が可能となる相談支援員のスキルアップを図ります。

### (3) 多職種連携による地域ケア会議の強化

障がいのある人や高齢者等が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスや介護保険サービス等の総合調整を図るため、高浜市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置しています。

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを実現するために欠かせない会議であり、障がいのある人一人ひとりが望む生活を支える重要な場であります。

個別事例の検討等を通じ地域全体のニーズに関する協議や、インフォーマルサービス、民間サービスも含めた社会資源の情報共有のもとで、不足している支援やサービスをどのように組み立てていくのか、施策提案が必要となるのはどの部分の対策なのかを協議していくことも地域ケア会議の役割として期待されています。

そこで、事業者をはじめ、医師、民生児童委員、まちづくり協議会、町内会など障がいのある人や高齢者の生活を支えるさまざまな関係者が集結し、生活面や医療面での支えなどを理解し合うことができる環境を整えます。

また、地域課題の解決に向け、保健・医療・福祉・介護に関わる専門機関の多職種連携を充実・強化するとともに、新たな地域資源の開発や地域づくりを推進していきます。





## 2-2 継続・持続可能なサービス提供

障がいのある人を支援するサービスや制度は、障害者基本法の制定に始まり、その後の関係法の施行や改正により大きく様変わりしてきました。

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、身体障がいのある人は65歳以上の占める割合が高く、認知症高齢者の増加、疾病による内部障がいの増加など、障がいのある人の増加が、高齢化の進展と深く関連していることがわかります。また、職場や家庭のストレスなど社会的な要因から「うつ病」などの発症悪化により精神の障がいも、一層増加していくことが予測されています。

本市では、これまで、障がいのある人が地域において安心して暮らし続けられるよう、相談支援をはじめ、障害福祉サービスの提供体制を充実するとともに、市の独自事業を実施してきました。しかし、近年では、障がいのある人の増加に伴い、障害福祉サービスの利用が増加するだけでなく、時代とともに、現行の市独自事業の意義や必要性も変わってきています。

今後は、サービス利用の公平性や施策の効果・効率という視点の下、本当に必要な人に必要なサービスが継続的に提供できるような体制を整備するとともに、行政とサービス事業所が連携し、市の独自事業についても見直しを図っていきます。

### 【重点的な取組み】

- サービス提供事業所新規開設支援
- 市単独事業の見直し

#### (1) サービス提供事業所新規開設支援

障がいのある人の在宅での生活を支援するため、訪問系サービス、日中活動系のサービスなどの事業所の参入を促進するため、積極的に情報提供を行うなど、開設に関する支援を行います。

また、障害福祉サービスの提供にあたって、福祉人材の確保が図られるよう、サービス提供事業所や関係機関と協力していきます。

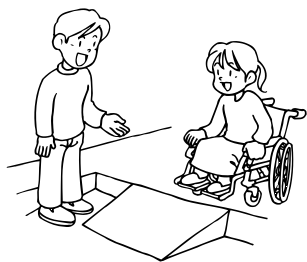
## (2) 市単独事業の見直し

本市では、市の単独事業として、市障害者扶助料の支給や身体障害者住宅改善費の補助など、さまざまな事業を実施しています。

今後は、障がいのある人が必要とするサービス量を確保する中で、市の単独事業の効果や、サービスの公平性等を検証し、障害者施策審議会において検討していきます。

### <市の単独事業>

- 障害者おためし外泊支援事業助成金
- 障害者扶助料
- 身体障害者住宅改善費補助金
- 障害者福祉タクシー料金助成 など



## 2-3 ライフステージに応じた支援の充実

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、障がいのある児童の卒業後の進路の希望としては、義務教育終了後、高等学校や専門学校への進学を希望している人が多く、次のステージへスムーズに進むための支援等が望まれていることがわかります。

児童に限らず、障がいのある人一人ひとりの生涯を通じて、その成長や状態の変化に対応しながら、事業所等の連携のもと、一貫した切れ目のない支援を提供することは重要です。

そこで、ライフステージの各場面で、一人ひとりにあった支援が受けられるよう、個別のニーズを把握し、保健、教育、医療、福祉、就労等の各関係機関が情報を共有でき、重層的に支援する体制を整えます。

また、卒業後に、就労や地域活動など社会参加が円滑にできるような支援体制を整えるとともに、障がいのある人が地域で自立するためにはどのような配慮が必要となるか整理し、関係機関で共有できる仕組みをつくります。

### 【重点的な取組み】

- ライフステージに応じた健康づくりの推進
- こども発達センターによる早期からの専門相談・支援の充実
- ライフステージごとの情報管理の明確化と継続支援の充実

#### (1) ライフステージに応じた健康づくりの推進

障がいのある子どもや発達に不安のある子どもたちが、将来、積極的に社会参加し自立した生活を送るためには、その能力と可能性を最大限伸ばすことができるよう早期から療育支援を行うことが重要です。障がいのある子ども一人ひとりの状態やニーズ等に応じたきめ細かい早期療育支援の充実を図ります。

また、疾病の早期発見・早期治療により障がいを予防するという観点から、保健事業等の充実を目指します。また、近年増加している生活習慣病に起因する障がいや精神疾患を予防するため、健康づくり事業の充実や安心して受診できる医療体制の充実に努めます。

#### (2) こども発達センターによる早期からの専門相談・支援の充実

子どもたちの将来の地域生活や就労を見据えたライフステージに応じたサポー

トを行う拠点として、子ども支援に加え、親支援、家庭支援を行う拠点として「こども発達センター」を平成23年4月、いきいき広場に開設しました。

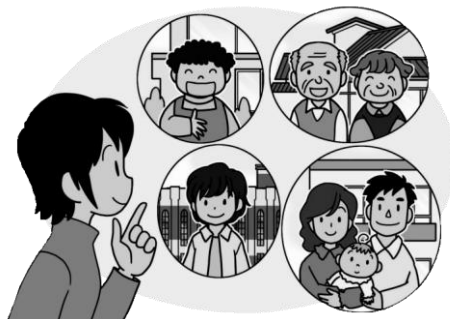
今後も、子どもの発達について、家庭を含め総合的に支援を行う拠点として、出生から乳幼児期、就学前から就学時、進学時、卒業時など状況が変わるなか、支援が途切れることのないよう、保健センター（保健福祉グループ）、幼稚園、保育所、小中学校と連携し、成長に応じた継続的な支援を行います。また、障害者相談支援事業所との連携を強化し、就労を含めた生涯にわたる継続的な支援を行います。

なお、平成27年度から、みどり学園への言語聴覚士の定期訪問を開始し、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職が関われる体制を整備します。

### (3) ライフステージごとの情報管理の明確化と継続支援の充実

第3次計画では、「切れ目のないライフステージプラン」を重点プランとして、幼少期における障がいの発見から療育・教育、就労、生活に至るライフステージごとの支援の充実を目指して、地域生活支援システム『きらり』による情報の共有化などを進めてきました。

今後は、ライフステージごとの情報管理部局の明確化を図り、関係機関の情報共有と確実な情報伝達を行います。また、当事者等と専門機関等の双方向の情報伝達が円滑に行われるよう、保護者と一緒にライフステージごとにプランを作成します。一人ひとりのニーズに合った支援を充実するとともに、本人だけでなく、家族との繋がりも強めた支援を継続していきます。



## 2-4 就労・定着支援

就労は、経済的な自立の基盤としてきわめて重要です。また、働くことを通じて生きがいを見いだすことで、人生に喜びを感じたり、人との交流により人生の複雑さや豊かさなどを感じることもできます。

これまで、本市では、たかはま障がい者支援センターに就労支援員を配置し、障がいのある人の就労支援を積極的に進めてきました。近年、障がいのある人の就労や就労訓練において農業を取り組む動きが広がってきています。市内でも、就労系の障害福祉サービス事業所と地域住民が協働し、農園作業が始まっています。障がいのある人の経済的自立や精神面における課題と、高齢化や後継者不足などの農業の課題を合わせて解決する農業と福祉の連携（農福連携）に取り組み、自立を支援していきます。

また、高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、現在働いている人うち、仕事のことで悩んでいることや困っていることがある人が多くいることがわかります。就労支援を経て、一般就労につながったとしても、それが長続きしないケースが少なからずあるのも現状です。雇い入れる側の企業関係者や医療関係者に参加の協力を求めて就労にかかる課題を検討する場を設けるとともに、一般就労後も、対象者に寄り添い、できる限りきめ細やかに支援する体制を整えていきます。

### 【重点的な取組み】

- 農業と福祉の連携（農福連携）による障がいのある人の就農の推進
- 障がい者就労施設等からの物品等の優先調達
- 多様なニーズに対応した就労支援
- 就労支援会議の充実
- 定着支援の強化
- 企業等で働ける人の掘り起こし

#### (1) 農業と福祉の連携（農福連携）による障がいのある人の就農の推進

就労系のサービス提供事業所等と農業に関係する機関や団体の連携により、農業を通じて働き、農業を通じて自立を支援できるような取組みを推進し、障がいのある人の工賃取得による経済的自立を促進していきます。

また、生きがいややりがいなど、精神面の充実を図るため、農作業等を行える環境づくりを進めていきます。

## (2) 障がい者就労施設等からの物品等の優先調達

平成25年度から障害者優先調達推進法が施行されました。本市においては、障がいのある人の就労施設から優先的に物品を購入し、又は役務の提供を受けるよう努めており、さらに、市の入札参加資格の認定にあたり、その評価項目に障がいのある人の雇用の状況を取り入れ、積極的に障がいのある人の雇用対策を進めている事業者が優遇されるよう努めています。

今後も、新規事業等を行う場合には、障害者優先調達推進法の趣旨を念頭において取り組みます。

## (3) 多様なニーズに対応した就労支援

働くことを希望する障がいのある人については、引き続き、たかはま障がい者支援センターの就労支援員が中心となり、情報提供や就労支援を行います。

また、一般就労等への移行に向けた支援を行う就労移行支援事業所や、一般就労が困難な人に、就労の場や機会を提供し、知識・能力の向上のために訓練を行う就労継続支援事業所との連携を強化し、多様な就労ニーズに対応できる体制を整えます。

## (4) 就労支援会議の充実

障がいのある人の一般就労に向けた課題検討の場として、就労支援会議を設置しています。障がいのある人の一般就労が継続するよう、雇い入れる側の企業関係者や医療関係者にも参加を求め、就労支援に関し、より現実的な課題解決を目指します。

## (5) 定着支援の強化

一般就労した人が職場に定着できるよう、就労支援系のサービス提供事業所、企業等、相談支援機関と連携を図り、三者の役割分担を明確にして、継続的な定着支援を図ります。

(6) 企業等で働ける人の掘り起こし

障がいのある人が一定期間、株式会社高浜市総合サービスで就労し、そこでの経験を今後の一般就労へ活かす「チャレンジ雇用」を現在も行っていきます。一般企業等で継続的に働くことができる能力を身につけるため、今後も障がいのある人の就労に関し、株式会社高浜市総合サービスとの連携を継続します。また、潜在的に能力を持っている人を掘り起こし、就労系のサービス提供事業所等との連携のもと、一般就労に向けた支援を行います。



## 2-5 権利擁護の充実

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、成年後見制度を利用している人はわずかですが、知的障がいのある人、障がいのある児童では、今後「利用したい」という回答が3割以上となっています。

障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備の一環として障害者差別解消法や障害者虐待防止法が整備され、障がいのある人の権利擁護や虐待防止の仕組みづくりが求められています。

こうした背景のもと、本市では、平成26年10月に権利擁護支援センターを設立しました。今後は、権利擁護支援センターとの連携により、判断能力が不十分な人であっても、サービスの利用をはじめ生活のさまざまな場面において、障がいのある人の自己決定や尊厳が守られ、地域において、その人らしい生活を送ることができるよう支援していきます。

### 【重点的な取組み】

- 権利擁護支援センターの充実
- 虐待に対する支援体制・虐待予防対策の充実

### (1) 権利擁護支援センターの充実

本市では、要援護者の状態別、ニーズ別に担当部署が異なり、権利擁護全体に対するシステムが構築されていない状況にありました。また、対応困難なケースも増えており、権利擁護全体のマネジメント機能を担い、専門的支援機関としての役割を持ち、関係機関との調整を行う権利擁護システムが必要となってきました。こうした背景のもと、支援が必要な人に支援が確実に届くように、「生活」から「重要な財産行為」までの相談・支援機能と権利擁護に関する関係者のネットワークの強化、市民後見人・生活支援員の養成と活動支援など、地域における総合的な権利擁護体制の構築を推進するため、平成26年度に権利擁護支援センターを設置しました。

### 【権利擁護支援センターの概要】

運 営	社会福祉協議会に委託
業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・スーパーバイズ機能を担うスタッフの配置・育成</li><li>・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの関係機関とのネットワーク強化</li><li>・生活支援員養成講座の開催、生活支援員への登録促進および活動支援の実施</li><li>・権利擁護に関する市民向けシンポジウムの開催</li><li>・家族後見人への支援策の検討</li></ul>



権利擁護支援センターを拠点に、権利擁護に関する各種事業を実施することによって、判断能力が不十分な方への生活支援員による地域生活支援、成年後見の市長申立、法人後見支援、市民後見人養成や活動支援など、権利擁護に関する課題を一元的に捉えて、解決に向けて有効に機能する仕組みを構築します。

また、権利擁護の支援を必要とする人が、漏れなく必要なサービスを利用できるよう、センターと業務の内容の周知に努めます。

## (2) 虐待に対する支援体制・虐待予防対策の充実

障がいのある人への虐待については、要保護者対策地域協議会を設置し、その支援体制を確保しています。現在の体制をさらに充実するため、障がい相談支援員を委員に加えるなど、地域自立支援協議会との連携を図るとともに、通報があった場合の関係機関との連携などに関する国のマニュアルを活用し、関係機関と連携により必要な援助を行っています。

また、障がいのある人の虐待を未然に防ぐために、障がいのある人の介護・支援を直接担うことが多い家族の負担の軽減や、介護者の孤立感、将来の不安に対するきめ細かな相談体制の確保に努めます。そのためにも今後一層サービス提供事業所等や地域の民生児童委員、ボランティア等とも連携を図り、虐待防止に努めていきます。

さらに、障害福祉サービスの提供事業従事者、障がいのある人を雇用する使用者による虐待についても事業者等連絡会議、就労支援会議等の会議内容の充実や研修機能の強化により一層の啓発に努めます。

### 3 本人を支える人達への支援体制の構築

#### 3-1 教育機関との連携

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、障がいのある児童・生徒では、今後、重点的に進めるべき施策として「障がいのある人が、企業などで働けるように支援すること」が最も高くなっています。

保護者の視点で障がいのある児童の将来を考えると、できる限り早い時期に、働くことの喜びを知り、就労に慣れることも重要であるといえます。また、障がいのある児童が、その潜在的な能力を社会の中で発揮できるよう、療育、教育、福祉、就労にかかる関係機関の連携を強化し、情報の共有化を図ります。

##### 【重点的な取組み】

- 教育機関と関係機関とのネットワーク構築
- 早期職場体験の実施

##### (1) 教育機関と関係機関とのネットワーク構築

障がいのある児童・生徒の状況に適した進路指導等を行うため、学校、市、障がい者支援センター、サービス提供事業所等が、相互に情報を共有しながら連携するネットワークを構築し、総合的に就学・就職への支援を行っていきます。

##### (2) 早期職場体験の実施

障がいのある児童・生徒が、できるだけ早い時期に仕事を体験し、働くことや、交流による喜びを知ること、将来、スムーズに地域での自立生活が可能になるよう、中学生の職場体験の機会をつくります。実施にあたっては、学校、企業、地域住民等の連携を図ります。



### 3-2 老障世帯等への包括的家族支援の推進

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、介助・支援者の高齢化が進んでいます。実際に、障がいのある人の介助者である高齢の親が要介護の状態になったケースなどもあり、単に障がいのある人個人だけではなく、家族全体の課題を包括的支援することが、最終的には障がいのある人自身の尊厳が守られることとなります。障がいのある人を支える身近な家族へ視点を合わせ包括的に支援することが必要です。

そこで、介護保険制度の中で高齢者を中心に進められている地域包括ケアシステムの構築を、障がいのある人なども対象として進め、その一環として、各福祉制度を横断的に捉え、個人ではなく家族単位で包括的（まるごと）に問題・課題を解決していく地域ケアの仕組みを、福祉まるごと相談グループや、生活困窮者自立支援施策を担当している地域福祉グループとの連携のもと検討していきます。

#### 【重点的な取組み】

○支援調整会議の活用

#### ▼ 支援調整会議の活用

本市においては、障がいのある人、高齢者、生活困窮者など、その背景に関わらず支援を必要としている人の多様な事案のうち、複数の部署の連携が必要なケースなどについて、福祉まるごと相談グループが中心となり、必要な調整や支援の方針を決定するため「支援調整会議」を定期的を開催しています。

この会議には、ケース担当者、関係部署担当者、福祉まるごと相談グループ担当者および当事者などの権利擁護の観点から権利擁護支援センターの担当者も参加しています。また、法的な対応の必要が生じた場合は、弁護士、社会福祉士の支援を受けています。

障がいのある人やその家族を包括的（まるごと）に支援していくため、この支援調整会議を活用し、迅速かつ的確に課題解決を図っていきます。

### 3-3 サービス事業所等のスキルアップ

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、医療・福祉サービスや就労に関する相談相手として、サービス事業所の職員等をあげている人が少なくありません。利用者にとって身近な存在であるサービス提供事業所の職員に対する信頼や期待は大きく、さまざまな課題解決の技術や資質が求められています。

サービス利用者数の増加に伴い、サービス提供事業所では、定員の拡大や、提供日時の延長を行うと同時に、余暇活動としても休日等のイベント行事なども積極的に開催しています。同時にサービス提供事業所ではマンパワーの充実、確保が必要となってきますが、一定基準以上の質の高いサービスの提供には多様な研修の機会の確保も必要となります。サービス提供事業所の自主的研修体制に加え、市としても事業所等が一層のスキルアップが可能となるように環境を整えていく必要があります。

障がいのある人と家族に対する地域ぐるみの重層的な支援体制を構築するため、事業所等連絡会議において、各事業所間の連携を促進するとともに、地域全体の事業所の資質向上が図れるような環境を整えていきます。

#### 【重点的な取組み】

- 事業所の垣根を超えた相互支援体制整備
- 関係機関の連携による障がい別研修体制の構築
- 教育関係者と事業所関係者の合同研修

#### (1) 事業所の垣根を超えた相互支援体制整備

市内にあるサービス提供事業所の職員の資質向上を目指し、経験豊かなベテラン職員が、事業所間の垣根を越えて、知識や技術を若い世代に伝えられる機会をつくるために、事業所間でのケース検討会を開催できるよう支援していきます。

#### (2) 関係機関の連携による障がい別研修体制の構築

市内にある各サービス提供事業所が有する能力を活かして、市内のサービス全体の内容が向上し充実するよう、事業所等連絡会議を通じて、事業所が共同で研修を行える体制を整えていきます。

### (3) 教育関係者と事業所関係者の合同研修

特別支援学校をはじめ教育関係者、サービス提供事業所、行政の三者が、情報を共有しながら、障がいのある児童・生徒の将来における地域での自立を前提に、それぞれの支援が効果的に提供できるよう、合同研修の開催を支援していきます。



### 3-4 保護者・家族支援

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、家族の中の主な介助者・支援者は、トイレの介助から金銭管理に至るまで、さまざまな支援を毎日行っています。障がいのある人の生活の質を高めるためにも、介助者である保護者や家族の心身の負担を軽減する必要があります。しかし、相談支援においては、当事者への支援が中心となるため、その家族や介護者の支援にまで至っていないのが現状です。

そこで、家族を対象とした相談会を開催するなど保護者や家族に目を向けた支援を重点的に実施します。また、保護者が障がいのある児童の将来に展望を持ち、高い意識を持って子どもの育ちに関われるよう支援していきます。

#### 【重点的な取組み】

- 保護者・家族に視点を合わせた家族支援の強化
- 保護者等の「子どもの育ちを支える力」の向上支援

#### (1) 保護者・家族に視点を合わせた家族支援の強化

障がいのある人自身やその家族は、障がいの受容を経て、障がいと障がいのある人についてより深く理解しています。現在、障がいのある人の家族が中心となって、同じ立場の人を対象に気軽な相談の取組みが始まっています。

保護者や兄弟など同じ境遇、立場の人が集まり、実際に生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別の相談や支援ができる環境を整え、家族支援の強化を図ります。

#### (2) 保護者等の「子どもの育ちを支える力」の向上支援

発達障がいなど障がいのある子どもが、安心した生活を送るためには、いつでも誰からでも同じ支援を受けることが重要です。保護者が中心となって、子どもの特性や関わり方などを記す「サポートブック」の作成を支援します。

また、保護者に限らず、家族全員が発達障がいなど、障がいに関する知識と理解を深めるための取組みを実施します。

### 3-5 新しい当事者団体等の育成・支援

高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、今後したい活動として「当事者団体等の活動」をあげている人が少なくありません。当事者団体や家族会などが、まさに当事者意識を持って、障がいのある人の生涯を見据えた活動をすることによって、本市の障がい者福祉全体が大きく向上すると考えられます。

そこで、新たな当事者団体等の組織化や育成にかかる支援を行うとともに、既存団体の活動が活性化するよう支援します。

#### 【重点的な取組み】

- 組織化に向けた支援
- 既存団体等への多様な活動支援

#### (1) 組織化に向けた支援

入学・進学時など、学校や医療機関において行われている交流会等において、組織化に向けた情報提供を行います。また、既存団体の運営に係る経験談や新設団体発足時の体験談などを聞く機会をつくるなど、組織化に向けた支援を行っていきます。

#### (2) 既存団体等への多様な活動支援

特定非営利活動促進法により、さまざまな民間の非営利団体や法人格を持たない住民活動団体が、継続的に活動ができ、社会的に認知されるよう法人格の取得を目指す場合が多くなっています。

今後は、当事者団体等の活動が公的なサービスとともに障がいのある人の自立生活を支える基盤となるよう、市民が主体となるNPO法人等の立ち上げ支援や活動支援を充実させます。また、既存の当事者団体等への活動支援を継続して実施します。





## 第6章

### 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### (1) 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が地域において安心した生活を営むことができる人にやさしい街づくりのための施策および障がいのある人ができる限り自立した日常生活を営み、社会への参加を実現するための施策を調査審議するため、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会を設置しています。

所掌事務は、障がい者福祉の基本施策に関することであり、本計画の策定および進捗管理も担っています。今後も、本市における障がい者施策の基本的な方向性を本審議会において検討していきます。

### (2) 市民と行政の協働による計画の推進

障がいのある人や高齢者をはじめ地域福祉の課題は、当事者や、その家族の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民によるさまざまな支援が必要であり、市民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。そこで、本計画の推進にあたっては、広く市民に協力を求め協働による施策の展開を目指します。

### (3) 関係機関との連携

保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進し、障がいのある人や高齢者を地域全体で見守り、支援する「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化します。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県および圏域内の市と連携して推進していきます。

### (4) 庁内体制の整備

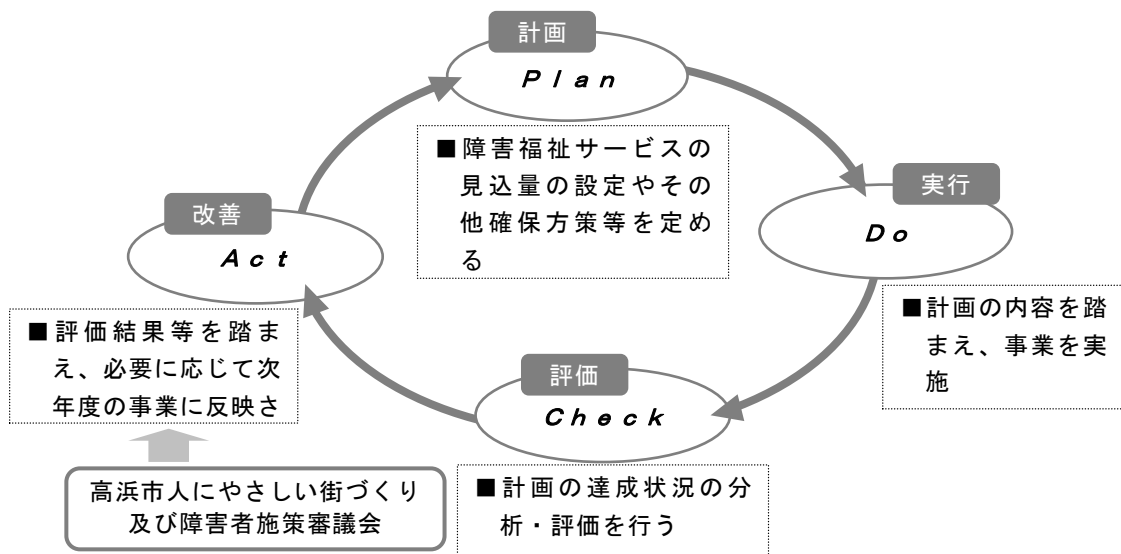
本計画は、いわゆる福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるため、計画の推進にあたっては、介護保険・障がいグループおよび福祉まるごと相談グループが中心となって福祉部内はもとより関係部署との横断的な連携・調整を図ります。

## 2 計画の進行管理

共生社会の実現のため、必要なサービスが的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していきます。

計画の進行管理については、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会を中心に行っていきます。

● 計画の進捗管理（PDCAサイクル）





資料

# 1 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会

## (1) 条例

### ○高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会条例

(平成12年9月29日条例第31号)

(設置)

第1条 年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が地域において安心した生活を営むことができる人にやさしい街づくりのための施策及び障害者ができる限り自立した日常生活を営み、社会への参加を実現するための施策を調査審議するため、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 人にやさしい街づくり及び障害者福祉の基本施策に関すること。
- (2) 人にやさしい街づくり計画及び障害者福祉計画の策定及び変更並びに進ちよく状況等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民(次号から第5号までに掲げる者を除く。)
- (2) 保健、医療又は福祉に関し学識経験を有する者
- (3) 土木建築に関し学識経験を有する者
- (4) 障害者施設等の運営に携わる者
- (5) 福祉関係諸団体を代表する者

3 市長は、前項第1号の委員を委嘱するに当たっては、できる限り市民各層の幅広い意見が反映されるよう公募その他の適切な方法によって委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に必要な応じて部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市政策部及び福祉部において処理する。

(平18条例4・平21条例37・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)抄

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第37号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属
市民	本田 和明	公募
	市川 ゆき	公募
学識経験者 (保健・医療・福祉)	◎野口 定久	学校法人 日本福祉大学教授
	藤原 孝太郎	愛知県立安城特別支援学校校長
	神谷 建喜	愛知県立ひいらぎ特別支援学校校長
	椎葉 直子	愛知県衣浦東部保健所こころの健康推進グループ課長補佐
学識経験者 (土木建築)	竹内 利宏	高浜市建築耐震研究会 技術委員会 委員長
障害者施設等	○成瀬 正孝	社会福祉法人昭徳会 授産所高浜安立所長
	石川 昌弘	社会福祉法人同善福祉会 チャレンジサポートたかはま施設長
	長谷川 宜史	社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会事務局長
	小嶋 真也	刈谷公共職業安定所就職促進指導官
福祉関係団体	山本 貞夫	高浜市身体障害者福祉協会会長
	内村 紀子	高浜市手をつなぐ育成会会長
	林 美恵子	特定非営利活動法人 ハートフルあおみ 職員
	深谷 幸男	高浜市民生・児童委員協議会会長

◎=委員長 ○=副委員長



## 2 団体ヒアリングのまとめ

目的：障がいのある人やその家族で組織する関係団体などを対象に、計画の具体的な施策検討の資料とするため

方法：野口定久教授の指導のもと、日本福祉大学の学生の協力により、障がいのある人の現状、地域共生の実現に向けた課題などを聴取

実施日時：平成26年9月5日 9時30分～12時

協力学生数：7人

協力団体等：5団体（14人）

- 高浜市身体障害者福祉協会
- 高浜市手をつなぐ育成会
- 愛知県立安城特別支援学校（しらぎくの会）
- 愛知県立ひいらぎ特別支援学校（ひいらぎ親の会）
- 地域活動支援センターあおみJセンター

### ●団体ヒアリングにより明らかになった主な課題

課題分野	明らかになった課題	解決方法（案）等
災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧以上に日常服薬している薬を被災時に確保できるかが不安</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お薬手帳の活用</li> <li>・本人・家族、事業所による医薬情報の二次元的な管理の検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所内のプライバシー保護</li> <li>・自宅避難時にも自宅に物資配給してほしい</li> <li>・福祉避難所でも個別な障がいに対応できる設備があるわけではない</li> <li>・避難所まで移動する手段がない</li> <li>・障がいによりカンパンなどの食料は食べられない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの個別性に合わせた災害時の避難スタイル（自宅避難等）、避難の方法、手段、平時からの準備、関係者からの具体的な支援体制の整備等</li> </ul>
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拘束時間が長いと参加できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由な参加スタイル</li> <li>・参加のための支援者（ヘルパー・ボランティア等）</li> </ul>

課題分野	明らかになった課題	解決方法（案）等
情報把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体に加入していないと情報把握は困難</li> <li>・ 当事者・家族の勉強会や情報交換会が必要</li> <li>・ 高浜市には障がい種別によっては団体・組織がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動支援センターでは当事者・家族の「顔馴染み関係づくり・情報交換」の活動を開始しており参加者からは効果的であると高評価である。充実・拡大の検討が必要。</li> </ul>
将来不安	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自身の健康不安</li> <li>・ 将来の経済不安</li> <li>・ 親の近い将来に必要となるであろう介護不安</li> <li>・ 親亡き後の生活場所等の確保、金銭管理等の不安</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「健康」「経済」「家族介護」などの複合課題に対する家族への包括的支援の仕組みづくり</li> </ul>
解決方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットワークが必要</li> <li>・ 「効果的な居住地交流」などがもっと広がってほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まずは同じ地域に住む同世代交流「居住地交流」の充実化</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域で暮らそう」と言われてもそのために「市」がどう考えているのかわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域共生」の一層の地域拡大と本計画周知、推進</li> </ul>

### 3 計画の策定経緯

年 月 日	内 容
平成26年5月12日	第1回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉計画（第3期）・サービス利用状況について</li> <li>・計画策定体制・スケジュールについて</li> <li>・新計画策定の概要について</li> <li>・アンケート調査について</li> </ul>
平成26年6月4日	第1回 高浜市障害者地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉計画（第3期）・新計画策定について</li> <li>・アンケート調査について</li> </ul>
平成26年 6月10～25日	〔障がい者福祉に関するアンケート調査の実施〕
平成26年6月16日	障害福祉サービス事業所等連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現計画評価について（課題ヒアリングシートの情報共有）</li> </ul>
平成26年7月8日	就労支援会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉計画・障がい福祉計画について</li> </ul>
平成26年7月14日	障害福祉サービス事業所等連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査について</li> </ul>
平成26年7月17日	第2回 高浜市障害者地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールについて</li> <li>・現計画の評価、障害福祉サービス利用状況について</li> <li>・アンケート調査結果から見る課題の概要</li> <li>・新計画策定の視点について</li> </ul>
平成26年8月6日	第3回 高浜市障害者地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現計画評価のまとめ</li> <li>・アンケート調査結果報告（速報）</li> </ul>
平成26年8月18日	障害福祉サービス事業所等連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画へ反映する「地域課題」について</li> </ul>
平成26年8月21日	第2回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現計画の評価について</li> <li>・アンケート調査結果報告（速報）</li> <li>・障がい者福祉計画（第4次）の骨子について</li> </ul>
平成26年9月5日	団体ヒアリングの実施

年 月 日	内 容
平成26年9月19日	第4回 高浜市障害者地域自立支援協議会 ・障がい者福祉計画（第4次）の骨子について
平成26年9月22日	障害福祉サービス事業所等連絡会議 ・次期計画「基本方針・具体的な施策」について
平成26年10月16日	第3回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・アンケート調査結果のまとめ ・団体ヒアリング調査のまとめ ・障がい者福祉計画（第4次）の素案について ・障がい福祉計画（第4期）の骨子案について
平成26年10月20日	障害福祉サービス事業所等連絡会議 ・次期計画「計画骨子」等について
平成26年11月5日	第5回 高浜市障害者地域自立支援協議会 ・アンケート調査結果のまとめ ・団体ヒアリング調査のまとめ ・障がい者福祉計画（第4次）の素案について ・障がい福祉計画（第4期）の骨子案について
平成26年12月22日	第6回 高浜市障害者地域自立支援協議会 ・計画（素案）について
平成27年1月15日	第4回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・パブリックコメントの実施について ・障がい者福祉計画（第4次）の案について ・障がい福祉計画（第4期）の案について
平成27年 1月26日～2月9日	〔パブリックコメントの実施〕 意見：「障がい者福祉計画」2件／「障がい福祉計画」5件 対応：修正2件、原案どおり3件、意見として承り2件
平成27年2月24日	第5回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・パブリックコメントの結果と対応について
平成27年3月24日	第6回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・計画の決定について

※地域自立支援協議会、障害福祉サービス事業所等連絡会議、就労支援会議については、計画策定に関する会議のみを標記しました。

## 4 用語解説

### [あ行]

**アスペルガー症候群** 社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害。各種の診断基準には明記されていないが、全IQが知的障がい域でないことが多く「知的障がいがない自閉症」として扱われることも多い。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、2013年の改訂により、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に変更になった。

**一般就労** 障がいのある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

**インクルーシブ教育** 障がいの有無による分離型学習を進める教育ではなく、相違が基準であると捉え、個々に持っている特別な教育的ニーズに対応し、統合型環境で進める教育。

**インフォーマルサービス** 近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組みが可能である点が特徴といえる。

**NPO法人（特定非営利活動法人）** 特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要である。

### [か行]

**学習障害〔LD〕** 知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障がいである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや環境的な要因が直接の原因となるものではない。

**共同生活援助** ⇒ グループホーム

**居住系サービス** 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者自立支援法により、日中活動の場と住まいの場はそれぞれ選択することになった。居住系サービスとは、その住まいの場をいい、施設入所支援、グループホームが該当する。

**居宅介護（ホームヘルプ）** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスとされている。

**グループホーム（共同生活援助）** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つであるグループホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

**権利擁護** 自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

**広汎性発達障害** 社会性の獲得やコミュニケーション能力の獲得といった、人間の基本的な機能の発達遅滞を特徴とする発達障がいにおける一領域。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、2013年の改訂により、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に変更になった。

**合理的配慮** 障害者の権利に関する条約の「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。

#### [さ行]

**支援費制度** 福祉サービスの利用者が提供事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給するというサービスの提供方式であり、以前の措置制度に変わるものである。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき平成15年度から身体障がいのある人、知的障がいのある人及び障がいのある児童へのサービス提供は、原則的にこの方法で行われていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援給付等に変更された。

**児童福祉法** 昭和22年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」ことと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任を負う」ことを

明示している。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業及び施設、費用等について定めている。

**自閉症** 社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障害の一種。

**自閉症スペクトラム障害〔ASD〕** 自閉症からアスペルガー症候群まで、広汎性発達障害を連続的にとらえた概念の名称。アスペルガー症候群は「知的障がない自閉症」ともいわれており、自閉症との違いが必ずしも明確ではなかった。そのため1990年代に、広汎性発達障害全体を連続体(スペクトラム)としてとらえる同概念が提唱された。2013年にアメリカ精神医学会の診断基準DSMが改訂され、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に変更になった。しかし、現時点では、統一的な定義がなく、国や、研究グループ、人によって異なった意味で使用されるため、文脈によってどのような意味で使われているか斟酌する必要がある。

**重度訪問介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスである。

**就労移行支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指

圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間)とされている。

**就労継続支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、A型とB型の2種類がある。**

**就労継続支援（A型）** 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

**就労継続支援（B型）** 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

**障害者基本計画** 障害者基本法に従い、政府が障がいのある人の福祉及び、障がいの予防に関するさまざまな施設を総合的に推進するための基本計画。この計画に準じて、都道府県および市区町村などの地方公共団体でも、それぞれ都道府県障害者計画、市町村障害者計画を策定しなければならないとされている。

**障害者基本法** 昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5年に抜本改正して制定した法律。基本的理念として、①すべて障がい者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②すべて障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる、と定め、障がいのある人の基本的人権とノーマライゼーションを唱っている。具体的な施策としては障害者基本計画等の策定のほ

か、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国及び地方公共団体等の義務を定めている。

**障害者計画** 障害者基本法により、都道府県及び市町村が策定する障がいのある人のための施策に関する総合的な計画。障害者基本法による「障害者」とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人をいう。計画の範囲は、障がいのある人についての雇用・教育・福祉・建設・交通など多岐にわたり、障がいのある人の年齢・障がいの種別・程度に応じたきめ細かい総合的な施策推進が図れるようにしている。なお、国が定めるものを障害者基本計画という。

**障害者権利条約** ⇒ 障害者の権利に関する条約

**障害者自立支援法** 障がいのある人の福祉サービス等の給付等について定めた法律。平成25年4月からは、障害者総合支援法に名称変更された。 ⇒ 障害者総合支援法

**障害者総合支援法** 障害者自立支援法は、平成25年4月から障害者総合支援法(法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という)に改正された。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

**障害者の権利に関する条約** 障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006年12月、国連総会において全会一致で採択された条

約。わが国は、2007年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなった。

**障害福祉計画** 障害者総合支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村及び都道府県は、平成18年6月厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(「基本指針」という)に即して、①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込み、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、等を定めることとされている。障害福祉計画は3年毎に評価し、新たな計画を定めなければならない。

**障害福祉サービス** 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活支援(グループホーム)とされている。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。

**障害保健福祉圏域** 広域的に障がい者福祉施策を推進する1つの単位。愛知県の障害保健福祉圏域は、名古屋・海部・尾張中部・尾張東部・尾張西部・尾張北部・知多半島・西三河北部・西三河南部東・西三河南部西・東三河北部・東三河南部の12圏域で、本市は、碧南市、刈谷市、

安城市、西尾市、知立市及び高浜市の6市で構成する西三河南部西圏域に属している。

**自立支援** 障がい者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。

**身体障害者手帳** 身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい)で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。手帳交付の手続きは、医師(都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の指定する医師)の診断書を添付して交付申請書を都道府県知事又は指定都市・中核市の市長に提出する。身体障害者手帳は18歳未満の身体障がいのある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

**生活介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、常時介護を要する障がい程度が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。

**生活習慣病** 食生活・運動・喫煙・飲酒(アルコール)・ストレス」などの日頃からの



生活習慣が原因で発症、進行に関係する病気の総称で、以前は「成人病」と呼ばれていたが、生活習慣が大きく関わっている事が分かったため生活習慣病と呼ばれるようになった。

**精神障害者保健福祉手帳** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認められた人に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・医療サービス等を受けることができる。

**成年後見制度** 判断能力（事理弁識能力）の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

**成年後見制度利用支援事業** 自分で十分判断のできない人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行う事業。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う。

**相談支援** 障害者総合支援法に定める相談支援は、障がいのある人や障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び計画相談支援がある。事業の実施者は市町村であるが、その運営を常勤の相談支援専門員

が配置されている指定相談支援事業者に委託することができる。

[た行]

**短期入所（ショートステイ）** 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が短期間入所する障害福祉サービスをいう。

**地域自立支援協議会** 相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県及び市町村が設置する協議会。地域自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

**地域包括ケアシステム** 高齢者や障がいのある人など何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護などの社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支えるしくみ。

**チャレンジ雇用** 障がいのある人を、地方公共団体において、非常勤職員として雇用し、その業務経験を踏まえ、一般企業等への就職の実現を図るもの。

**注意欠陥多動性障害〔ADHD〕** 原因は不明だが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われる。発達障害者支援法により発達障がいとされている。

**同行援護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、移動に著しい困難がある視覚障がいのある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要

な援助を受けるサービスをいう。

**特定疾患 難病のうち、症例数が少なく、原因が不明で治療法も確立しておらず、かつ、生活面への長期にわたる支障がある特定の疾患をいい、特定疾患治療研究事業の対象疾患には公費負担医療が行われていたが、平成27年1月1日からは難病の患者に対する医療等に関する法律が適用されることとなった。⇒ 難病**  
**特別支援学校 特別支援教育を受ける学校のこと。特別支援学校は、視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・身体虚弱の児童を対象とする。平成18年度までは、養護学校という名称であった。**

#### [な行]

**内部障がい 身体障害者福祉法で規定する身体障がいの1つ。心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいで、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる障がいを同法の対象となる身体障がいとしている。一般的に、内部障がいは外見的に異常のないことが多いため、手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障がいに比較し、周囲の認識の低さから、障がいが過小評価されることが問題とされている。**

**難病 難病とは特定の疾患群を指す医学用語ではないが、昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、としている。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置とし**

て、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲(難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(130疾患)及び関節リウマチ)とされていたが、平成27年1月から151疾病に拡大された。

**日中活動系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障がいのある人も利用できる。**

**農福連携 農業にとっては担い手や産業化に向けた労働力の確保を、障がいのある人にとっては就労先や工賃の確保を行い、互いにメリットを生み出すことを目的とした連携。具体的には、農家と就労系の障害福祉サービス事業所との農作業受委託のマッチング支援、特産品生産に係る支援など受注体制強化の取組等が考えられる。**

#### [は行]

**発達障がい いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しており、同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくない。個人差がとても大きいという点が、発達障がいの特徴といえる。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラ**

ム障害という診断名に分類される。

**発達障害者支援法** 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障がいを持つ者の援助等について定めた法律。

**バリアフリー** [barrier free] 住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するというをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

**ピアカウンセリング** [peer counseling] 障がいのある人や高齢者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の人の相談に応じ、問題の解決を図ること。ピア [peer] とは、同じ仲間、同じ背景を持つ人同士を意味する。アメリカの自立生活センターでとられている方式がわが国にも伝えられたものである。

**P D C A サイクル** 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

**避難行動要支援者** 要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人。

**福祉避難所** 既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障を来す介護の必要な高齢者や障がいのある人などに対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所をいう。

**ふれジョブ** 障がいのある子どもたちが仕事体験プログラムを通して、地域に住む人たちと互いのつながりを育み、温かな地域づくりを目指す活動。具体的には、地域の人がジョブサポーターとなり、学校から地域の企業に、障がいのある子どもと行き、就労体験等をする取組み。

**放課後等デイサービス** 学齢期の障がいのある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障がいのある児童の「放課後児童クラブ」である。

**法人後見** 社会福祉法人、社団法人、特定非営利活動法人等の法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うことをいう。

**訪問系サービス** 障害者総合支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

**ボッチャ** [boccia] 障がいのある人、とりわけ脳性麻痺などにより、運動能力に障がいがある競技者向けに考案された障がい者スポーツである。パラリンピックの公式種目となっており、全世界で40か国以上に普及している。ボッチャとはイタリア語でボールのことである。

[ま行]

**民生児童委員** 民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員の任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態の把握を必要に応じ行うこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助をすること、

③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

#### [や行]

要配慮者 高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。

#### [ら行]

療育手帳 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。愛知県においては、A判定（重度）、B判定（中度）及びC判定（軽度）の3種類となっている。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

高浜市障がい者福祉計画  
〈障がい者施策の基本的な方針〉

平成 27 年 3 月

発行 高浜市 福祉部 介護保険・障がいグループ

〒444-1334

愛知県高浜市春日町五丁目 165 番地

いきいき広場内

TEL 0566-52-9871

FAX 0566-52-7918

E-mail [kaigo@city.takahama.lg.jp](mailto:kaigo@city.takahama.lg.jp)

本書は再生紙を使用しています。